

地域から始めよう!



||

しずおか防犯まちづくり

第6次静岡県防犯まちづくり行動計画

～犯罪のない安全・安心な「幸福度日本一の静岡県」を目指して～

計画期間 2025年度～2028年度

静岡県

目次

第6次 静岡県防犯まちづくり行動計画

第1章	計画の基本的事項	1
	趣旨	
	1 「防犯まちづくり」とは	3
	2 防犯まちづくり行動計画策定の経緯	3
	3 再犯防止推進計画の策定の経緯	4
	4 計画の方向性	5
	5 計画の趣旨	5
	6 県民意見の反映	5
	第6次計画の概要	
	1 目指す姿	6
	2 位置づけ	6
	3 戦略（施策の柱）	6
	4 計画の目標	6
	5 計画の期間	6
第2章	静岡県における犯罪の現状等と県民意識	7
	犯罪の現状	
	1 刑法犯認知件数と検挙率の状況	9
	2 2024年窃盗犯手口の内訳	9
	3 特殊詐欺の状況	10
	4 こども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況	11
	5 少年犯罪の状況	12
	6 人口10万人あたりの刑法犯認知件数	13
	再犯防止を取り巻く状況	
	1 県内の刑法犯検挙者数及び再犯者数・率の推移	14
	2 再入者数及び再入者率	14
	3 2023年の新受刑者のうち犯行時居住地が静岡県であった者の状況	15
	4 県内における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	17
	5 全国における出所受刑者の出所時帰住先の状況	17
	6 2023年に少年院に入院した非行少年のうち、居住地が静岡県であった者の状況	17
	犯罪被害遭遇不安	
	1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類	19
	2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移	20

	防犯まちづくりの取組意識	
	1 防犯まちづくりへの取組意識	21
	2 求められる具体的犯罪防止対策	23
第3章	第5次防犯まちづくり行動計画（2022年度策定）の成果と課題	25
	概要	
	1 重点取組	27
	2 施策の柱	27
	3 計画の目標	27
	成果と課題	
	1 成果	28
	2 施策の柱ごとの成果と課題	28
第4章	静岡県の推進施策	33
	戦略（施策の柱）	
	1 県民の体感治安を意識した活動の推進	35
	2 地域の防犯機能・防犯意識の向上	39
	3 特性に応じた犯罪被害等の防止	45
	4 再犯防止の推進	52
	（1）就労・住居の確保	52
	（2）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	55
	（3）学校等と連携した修学支援の実施等	60
	（4）国、市町、民間団体等との連携体制	64
	参考指標	70
第5章	防犯まちづくりの体制整備	73
	防犯まちづくりの推進体制	
	1 地区安全会議	75
	2 市町安全協議会	76
	3 しずおか防犯まちづくり県民会議	76
	4 静岡県再犯防止推進協議会	76
	県の推進体制と役割分担	77
参考資料	静岡県防犯まちづくり条例	81
	再犯防止推進法（抜粋）	103

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

趣旨

1 「防犯まちづくり」とは

県民、行政、警察が一体となって、地域における自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図る等、犯罪の起きにくいまちづくりを進める取組を表した言葉です。

県が、この「防犯まちづくり」に取り組むことになった背景は、2000年代に入り、都市化、国際化、情報化のさらなる発展等による社会環境の変化により、全国的に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えたことがあげられます。

静岡県においても、2002年には刑法犯認知件数が過去最悪の63,008件に達し、「犯罪被害に遭う不安を感じる県民の割合」（2002年度防犯まちづくりアンケート調査より）は80.3%にも及びました。

このような状況の中、犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、県民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、互いに見守り合い、助け合う地域の力で、犯罪の起きにくい防犯まちづくりを進めることが求められました。

2 防犯まちづくり行動計画策定の経緯

県では、2002年12月、「防犯まちづくり有識者懇談会」を設置し、効果的な防犯対策とその推進体制についての検討を行い、そこでまとめられた提言をもとに、2003年7月に庁内推進本部を立ち上げ、同年9月に「防犯まちづくり行動計画」（第1次：2003年度～2009年度）を策定しました。

その後、静岡県防犯まちづくり条例（2004年4月1日施行）及び「防犯まちづくり行動計画」（第2次：2010年度～2013年度、第3次：2014年度～2017年度、第4次：2018年度～2021年度）に基づいて、「犯罪の起きにくい社会づくり」を持続的に推進してきました。

2019年には、児童等が被害者となる滋賀県大津市における交通死亡事故、神奈川県川崎市における殺傷事件を受け、県では「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」を策定し、こどもの安全を確保すべく、各種施策を推進し、2020年3月には、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」の対策のうち、継続して実施すべき対策を、「防犯まちづくり行動計画」に組み込み、継承してまいりました。

官民協働による防犯まちづくりの取組により、県内の刑法犯認知件数は、2003年以降、20年連続で減少し、2022年には14,269件となりましたが、その後2年連続で増加し、2024年には16,339件となりました。

また、高齢者が主な被害者である特殊詐欺は、様々な手口による被害が相次ぎ発生し、高水準で推移しており、予断を許さない状況にあります。

さらに、こども・女性に関わる声かけ事案等の不審者情報の届出件数についても、依然として高い水準で推移しており、今後も社会情勢の変化に乗じた各種犯罪の発生に予断を許さない状況にあります。誰もが安心して過ごせる、魅力ある静岡県を目指すためには「防犯まちづくり」が果たす役割は大きいと考えられます。

3 再犯防止推進計画の策定の経緯

刑法犯により検挙された者のうち再犯者が占める割合（再犯者率）は、近年、約5割で推移しており、2024年には45.2%でした。

再犯の防止は、犯罪を減らすためには避けて通れない重要課題です。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした者に対応するためには、国や地方公共団体、民間団体等が連携して「息の長い」支援を実施する必要があります。

こうしたことから、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号 以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、同第8条により、都道府県及び市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

防犯まちづくりを推進している静岡県においても、県民の皆様が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現するとの観点から、再犯防止施策を推進する必要があるため、2020年3月に、「静岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

なお、再犯防止の推進に当たっては、犯罪により尊い命を失った方々の遺族、今もなお犯罪被害によって精神的・肉体的に苦痛を強いられている方々の心情に配慮しつつ、犯罪をした者等の社会復帰を支援するものとしします。

犯罪をした者等においては、犯罪の責任を自覚するとともに、犯罪被害者の心情をおもんばかりながら自ら社会復帰に向けて努力することが重要です。

4 計画の方向性

防犯まちづくり行動計画と再犯防止推進計画は「犯罪を減らし、県民の安全・安心を確保する」という共通の目的を有しています。

防犯・再犯防止の両面から安全・安心な地域づくりを推進することにより、安全・安心で誰もが暮らしやすい社会を実現すべく、第5次行動計画から両計画を統合しています。

5 計画の趣旨

県では2025年度が最終年度である第5次行動計画の成果を検証するとともに、第6次行動計画の策定に向けて、「防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部」において、これまで取り組んできた施策の検証を行い、今後取り組むべき課題について検討を行いました。

第6次行動計画は、犯罪動向等や社会情勢の変化を適確に捉えた上で、これまでの行動計画の取組を更に推し進めるための目標数値を設定するとともに、新たにウェルビーイングの視点を取り入れ、防犯まちづくりに関する施策が県民一人ひとりの幸福実感の向上に繋がるよう、県警察本部、県教育委員会等の関係機関と連携し、各種施策を推進します。

6 県民意見の反映

第6次行動計画を策定するに当たっては、県の防犯に精通し知識を有する有識者や、しずおか防犯まちづくり県民会議に参加する県内の機関・団体、静岡県再犯防止推進協議会会員に対して御意見を伺うとともに、県民意見提出手続（パブリック・コメント）にて県民から広く御意見を募集し、同意見を考慮した上で策定しました。

1 目指す姿

県民の皆様が犯罪被害に遭うことがなく、安全で安心して暮らすことができる

『犯罪のない安全・安心な「幸福度日本一の静岡県」』

を計画の目指す姿とします。

2 位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねることとし、再犯防止の具体的な取組を、戦略4に規定します。

3 戦略(施策の柱)

本行動計画では、

- ① 県民の体感治安を意識した活動の推進
- ② 地域の防犯機能・防犯意識の向上
- ③ 特性に応じた犯罪被害等の防止
- ④ 再犯防止の推進

を戦略(施策の柱)とし、この戦略のもと、各施策、取組を推進していきます。

4 計画の目標

静岡県総合計画(しずおか ウェルビーイングプラン)に合わせ、

『刑法犯認知件数を2028年末までに16,000件以下』

とします。

5 計画の期間

静岡県総合計画(しずおか ウェルビーイングプラン)に合わせ、

2025年度から2028年度までの4か年計画

とします。

第2章 静岡県における犯罪の現状等と県民意識

第2章 静岡県における犯罪の現状等と県民意識

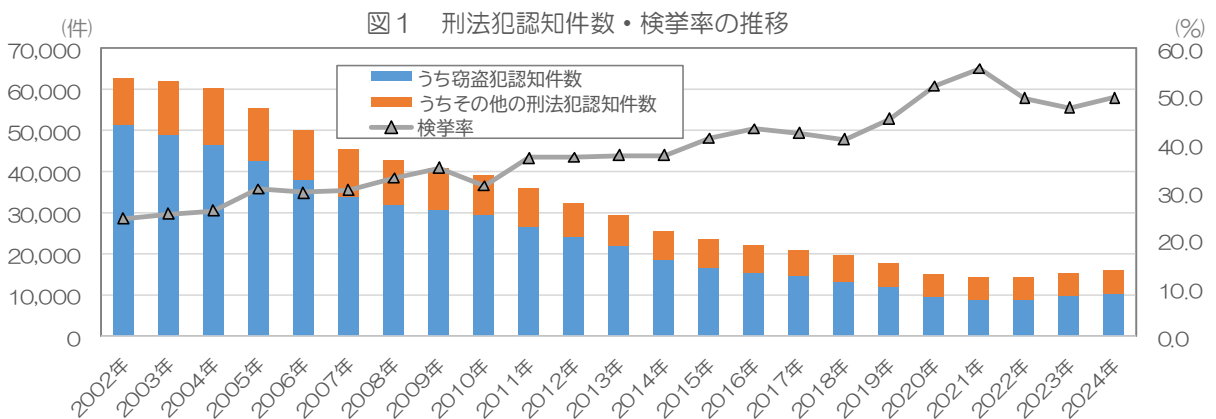
犯罪の現状

1 刑法犯認知件数と検挙率の状況

静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した2002年の63,008件から20年連続で減少し、2022年は14,269件となり、ピーク時から約77.4%減少しましたが、その後2年連続で増加し、2024年には16,339件となりました。

検挙率は2021年に最も高い55.9%となり、2024年には49.8%となりました。

刑法犯認知件数のうち約65.0%を窃盗犯が占めています。(図1)



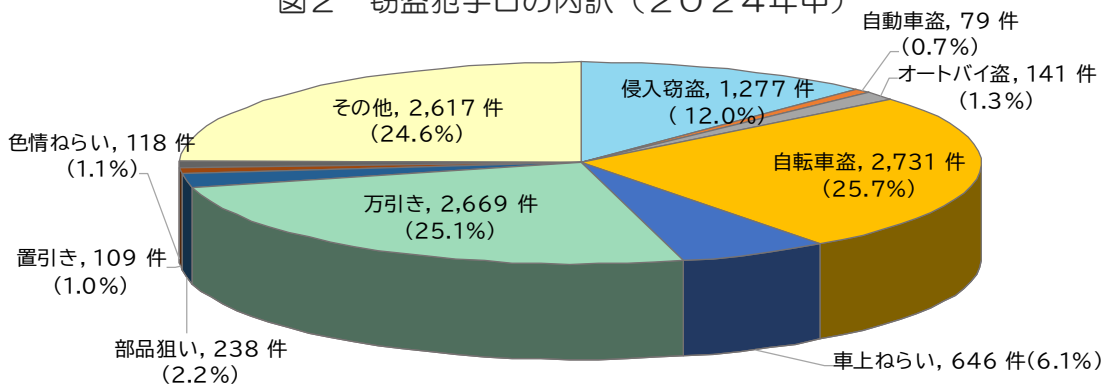
	2002年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
刑法犯認知件数	63,008	19,659	17,876	15,370	14,440	14,269	15,612	16,339
うち窃盗犯認知件数	51,639	13,293	11,970	9,922	9,181	9,050	10,145	10,625
窃盗犯認知件数割合	82.0%	67.6%	67.0%	64.6%	63.6%	63.4%	65.0%	65.0%
検挙率	24.7%	41.1%	45.4%	52.3%	55.9%	49.7%	47.7%	49.8%

(静岡県警察統計より)

2 2024年の窃盗犯手口の内訳

侵入窃盗、乗り物盗(自動車・オートバイ・自転車盗)、車上ねらい、万引きで窃盗犯全体の約7割を占めています。(図2)

図2 窃盗犯手口の内訳(2024年中)



(静岡県警察統計より)

3 特殊詐欺の状況

2024年の特殊詐欺は、前年と比べて件数、被害額ともに増加しました。

手口別では、「オレオレ詐欺」が増加しており、特に警察官を騙る「ニセ警察官」詐欺が急増するなど、手口が巧妙化しているため、予断を許さない状況です。（表1）

主要5手口（オレオレ詐欺・預貯金詐欺・架空料金請求詐欺・還付金詐欺・キャッシュカード詐欺盗）の被害者の84.0%が60歳以上であり、男女別構成比を見ると70.3%が女性であるため、高齢女性に対する注意喚起が重要です。（表2、図3）

表1 特殊詐欺の認知状況（2024年中）

	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	還付金詐欺	キャッシュカード詐欺盗	その他	合計
件数（件）	233	21	49	30	24	22	379
前年比	82	△15	△14	△53	9	17	26
被害額（万円）	102,294	2,299	32,862	4,743	4,164	9,052	155,414
前年比	65,149	△2,562	7,053	△3,139	2,122	7,753	76,376

（静岡県警察統計より）

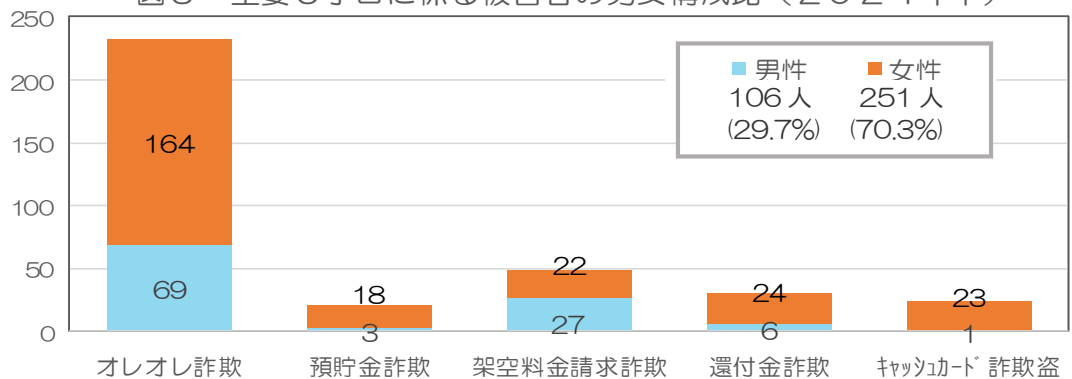
表2 主要5手口に係る被害者数の年代別構成比（2024年中）

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
オレオレ詐欺	7	7	10	10	23	46	121	9	233
預貯金詐欺	0	0	0	2	0	4	14	1	21
架空料金請求詐欺	4	2	7	4	15	15	2	0	49
還付金詐欺	0	0	0	4	26	0	0	0	30
キャッシュカード詐欺盗	0	0	0	0	0	6	17	1	24
割合	3.1%	2.5%	4.8%	5.6%	17.9%	19.9%	43.1%	3.1%	100.0%

84.0%

（静岡県警察提供データより）

図3 主要5手口に係る被害者の男女構成比（2024年中）



（静岡県警察提供データより）

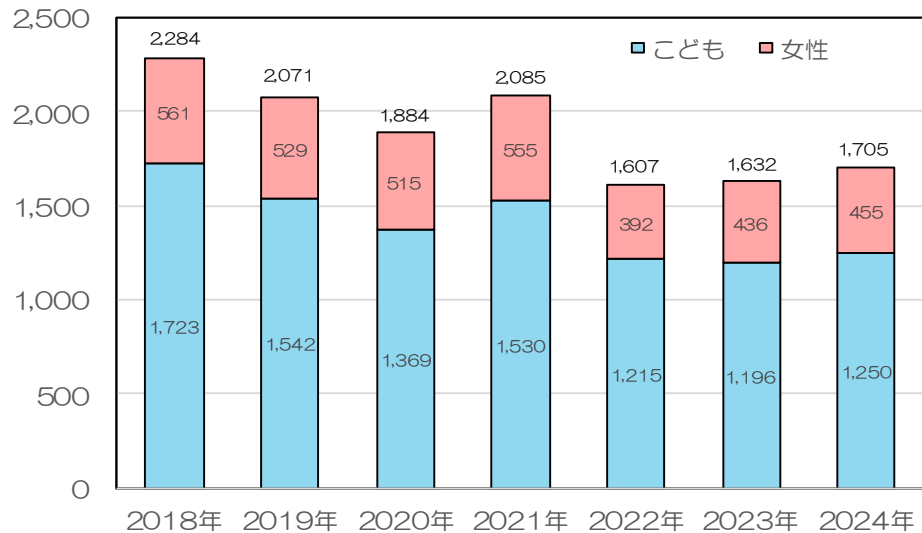
4 こども・女性に対する声かけ等の不審者情報の状況

こども・女性に対する声かけ等の不審者情報の届出件数は、減少傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。（図4）

また、2024年中の内訳は「声かけ」が24.9%を占め、次いで体を触るなどの「わいせつ」が23.7%となっています。（図5）

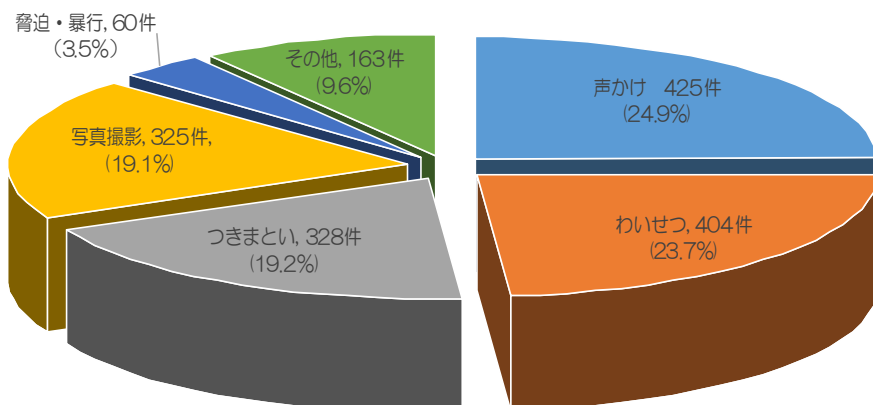
※こども・女性に対する声かけ等の不審者情報とは、事件に至らないものの重大な性犯罪等に発展するおそれのある、18歳以下の男女及び19歳以上の女性に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「写真撮影」「脅迫・暴行」等を行う不審者に関する情報をいいます。

図4 こども・女性に対する声かけ等不審者情報の状況
(件)



(静岡県警察統計より)

図5 こども・女性に対する声かけ等不審者情報の内訳
(2024年中)



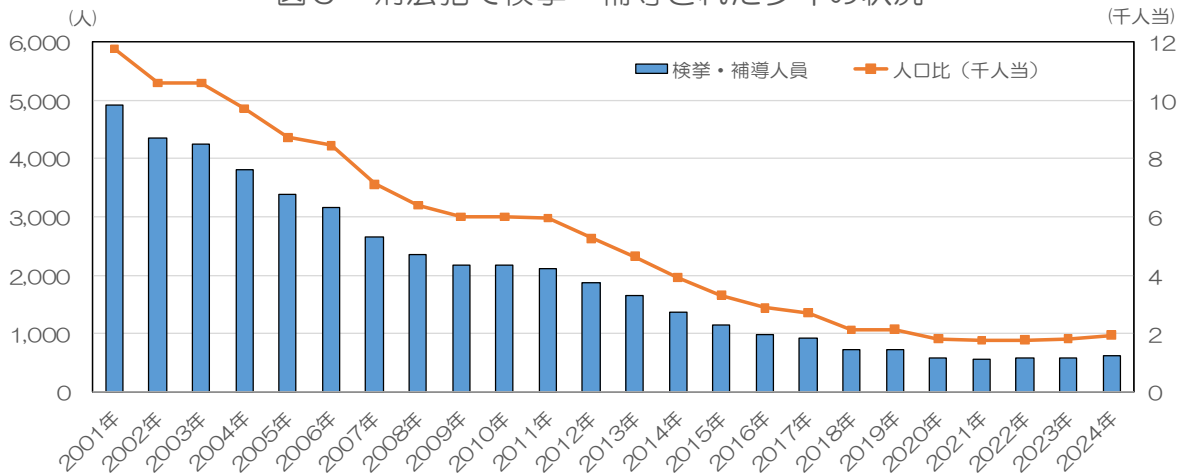
(静岡県警察統計より)

5 少年犯罪の状況

刑法犯で検挙・補導された少年の人員は、2001年に4,904人を記録し、2002年から2021年まで19年連続して減少しており、また、少年人口1,000人当たりの検挙・補導された少年の人口比も減少していましたが、2022年以降3年連続で増加しています。（図6）

刑法犯で検挙・補導された罪種のうち、窃盗犯が51.3%を占めており、そのうち万引き等の非侵入窃盗が最多となっています。（図7）

図6 刑法犯で検挙・補導された少年の状況

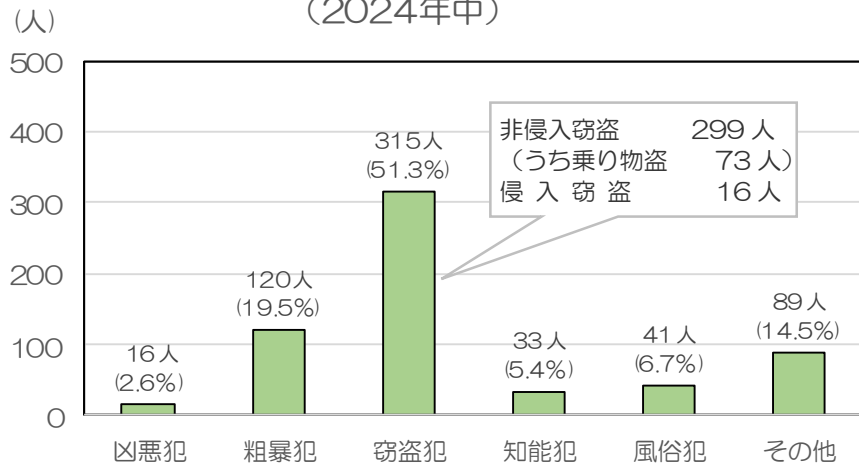


	2001年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
検挙・補導人員	4,904	721	720	593	573	574	585	614
人口比 (千人当)	11.76	2.13	2.15	1.83	1.77	1.78	1.83	1.95

※ 人口比とは、少年人口1,000人あたりの検挙・補導人員をいう。

(静岡県警察統計より)

図7 刑法犯で検挙・補導された少年の罪種別状況 (2024年中)



※ 風俗犯とは、賭博・わいせつなど社会の風俗を害する犯罪をいう。

(静岡県警察統計より)

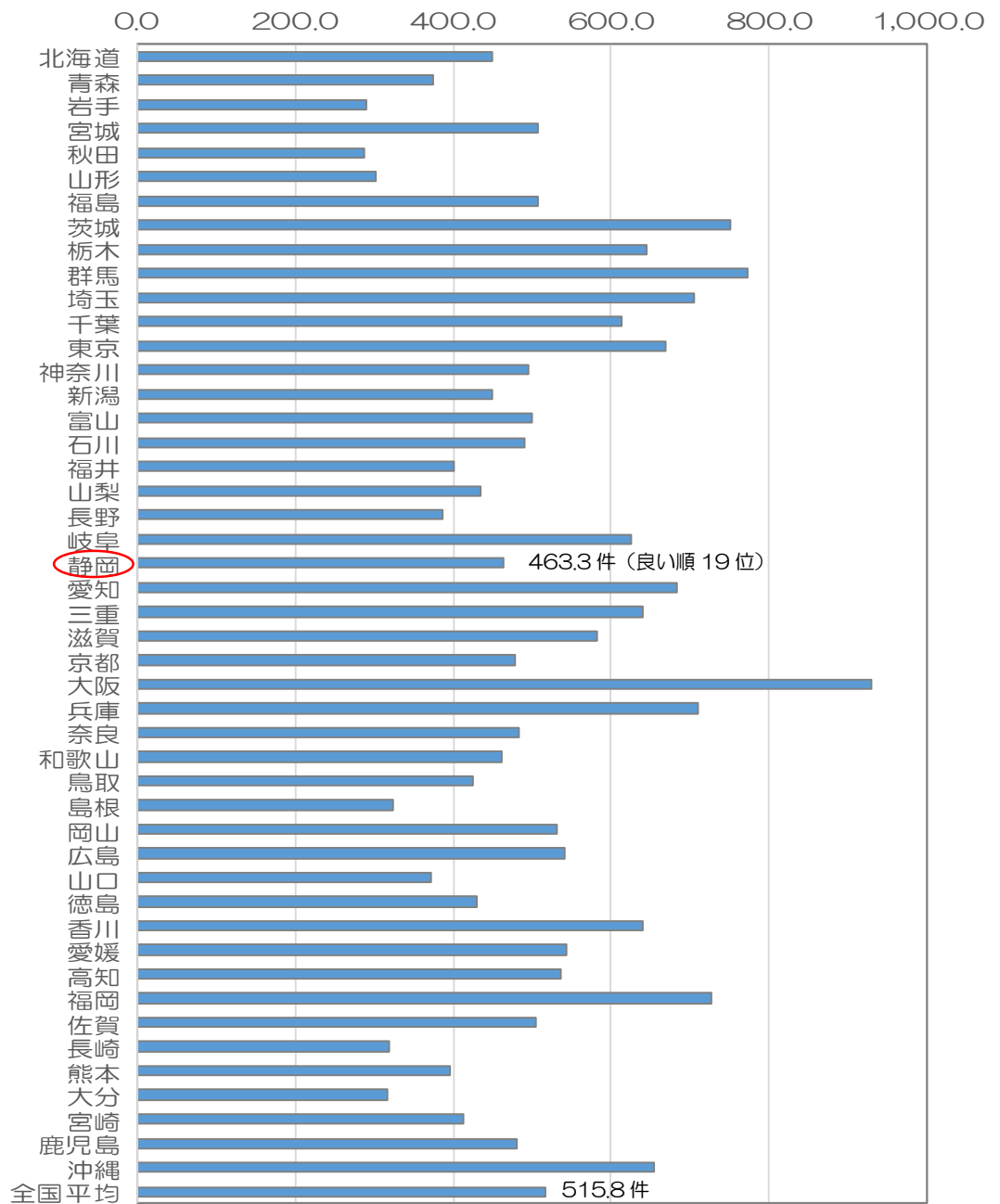
6 人口10万人当たりの刑法犯認知件数

2024年の人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）は、静岡県は463.3件と、全国平均の515.8件と比べて低い犯罪率となっています。

全国的には、関西圏、関東圏の都府県が高い状況です。

静岡県の犯罪率は、隣接する愛知県、神奈川県と比べて低いものの、山梨県、長野県と比べると高くなっています。（図8）

図8 人口10万人当たりの刑法犯認知件数（2024年中）



（都道府県の刑法犯認知件数は警察庁発表による）

1 県内の刑法犯検挙者数及び再犯者数・率の推移

2024年の静岡県内の刑法犯検挙者は5,600人であり、47都道府県中、10番目に多い状況にあります。

そのうち、再犯者は、2,529人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は45.2%となっており、47都道府県中、20番目に低い状況にあります。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
静岡県内の刑法犯検挙者数	5,513人	5,488人	5,018人	5,428人	5,600人
うち再犯者数	2,537人	2,431人	2,241人	2,483人	2,529人
再犯者率	46.0%	44.3%	44.7%	45.7%	45.2%
47都道府県平均	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%	46.2%

（法務省提供データより）

2 再入者数及び再入者率

2024年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下、「刑事施設」という。）に入所した受刑者（以下、「新受刑者」という。）のうち、犯行時に居住地が静岡県であった者は221人であり、47都道府県中34番目に少ない状況にあります。

このうち、刑事施設への入所度数2度以上の再入者は121人で、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は54.8%となっており、47都道府県中24番目に低い状況にあります。

	犯行時居住地 が静岡県の者	47都道府県平均	静岡県の 全国順位
新受刑者数	221人	300人	34位
うち再入者	121人	165人	35位
再入者率	54.8%	55.0%	24位

（法務省提供データより）

3 2023年の新受刑者のうち犯行時居住地が静岡県であった者の状況

(1) 主な罪名別（下段は、全国の総数）

罪名	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
覚醒剤取締法違反	48人 (2,641人)	41人 (2,031人)	85.4% (76.9%)
強制わいせつ・同致死傷、 強制性交等・同致死傷	9人 (557人)	3人 (124人)	33.3% (22.3%)
傷害、傷害致死、暴行	5人 (604人)	2人 (367人)	40.0% (60.8%)
窃盗	89人 (5,430人)	48人 (3,297人)	53.9% (60.7%)

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

(2) 特性格別（下段は、全国の総数）

ア 年齢別

特性	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
高齢者（65歳以上）	33人 (2,009人)	23人 (1,432人)	69.7% (71.3%)
高齢者以外	188人 (12,076人)	98人 (6,316人)	52.1% (52.3%)
計	221人 (14,085人)	121人 (7,748人)	54.8% (55.0%)

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

イ 男女別

特性	新受刑者数	うち再入者数	再入者率
男性	193人 (12,599人)	106人 (7,034人)	54.9% (55.8%)
女性	28人 (1,486人)	15人 (714人)	53.6% (48.0%)
計	221人 (14,085人)	121人 (7,748人)	54.8% (55.0%)

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

(3) 犯行時の就業状況（下段は、全国の総数）

特性	新受刑者数		うち再入者		再入者率
	人数	構成比	人数	構成比	
有職	86人 (4,469人)	38.9% (31.7%)	41人 (2,157人)	33.9% (27.8%)	47.7% (48.3%)
無職	134人 (9,553人)	60.6% (67.8%)	79人 (5,549人)	65.3% (71.6%)	59.0% (58.0%)
その他 (※)	1人 (63人)	0.5% (0.5%)	1人 (42人)	0.8% (0.6%)	100.0% (66.7%)
計	221人 (14,085人)	100% (100%)	121人 (7,748人)	100% (100%)	54.8% (55.0%)

※「その他」は、学生、生徒及び不詳の者である。

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

4 県内における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
保護観察 終了人員	314人	297人	268人	259人	248人
保護観察終了時 に無職である者 の数	102人	104人	83人	99人	81人
保護観察終了時 に無職である者 の割合	32.5%	35.0%	31.0%	38.2%	32.7%
47都道府県 平均	34.7%	33.1%	33.1%	32.6%	32.5%

(法務省提供データより)

5 全国における出所受刑者の出所時帰住先の状況

出所時の帰住先の有無 (2024年)

	帰住先有り	引受人がおらず、 適当な帰住先無し	計
全国	13,642人 (84.0%)	2,591人 (16.0%)	16,233人 (100%)

(法務省提供データより)

6 2023年に少年院(駿府学園を含む全ての少年院)に入院した非行少年のうち、非行時の居住地が静岡県であった者の状況

(1) 補導原因となった主な非行

少年鑑別所送致決定に掲げる非行名	入院者数
窃盗	5人
傷害	9人
恐喝	2人
覚醒剤取締法違反	0人
強盗	0人
放火	0人
その他	21人
計	37人

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

(2) 被虐待経験

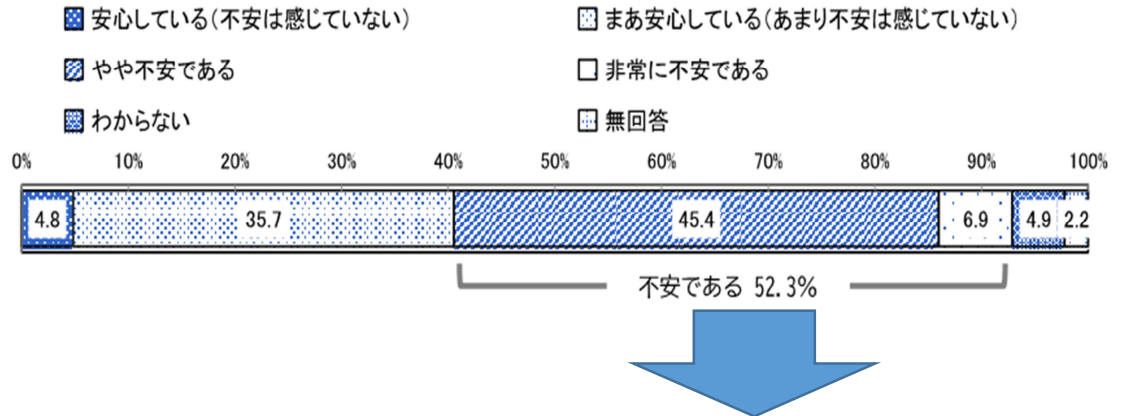
虐待無し	24人	64.9%
身体的虐待	11人	29.7%
性的虐待	0人	0.0%
ネグレクト	1人	2.7%
心理的虐待	1人	2.7%
計	37人	100.0%

出典：法務省関東矯正管区更生支援企画課

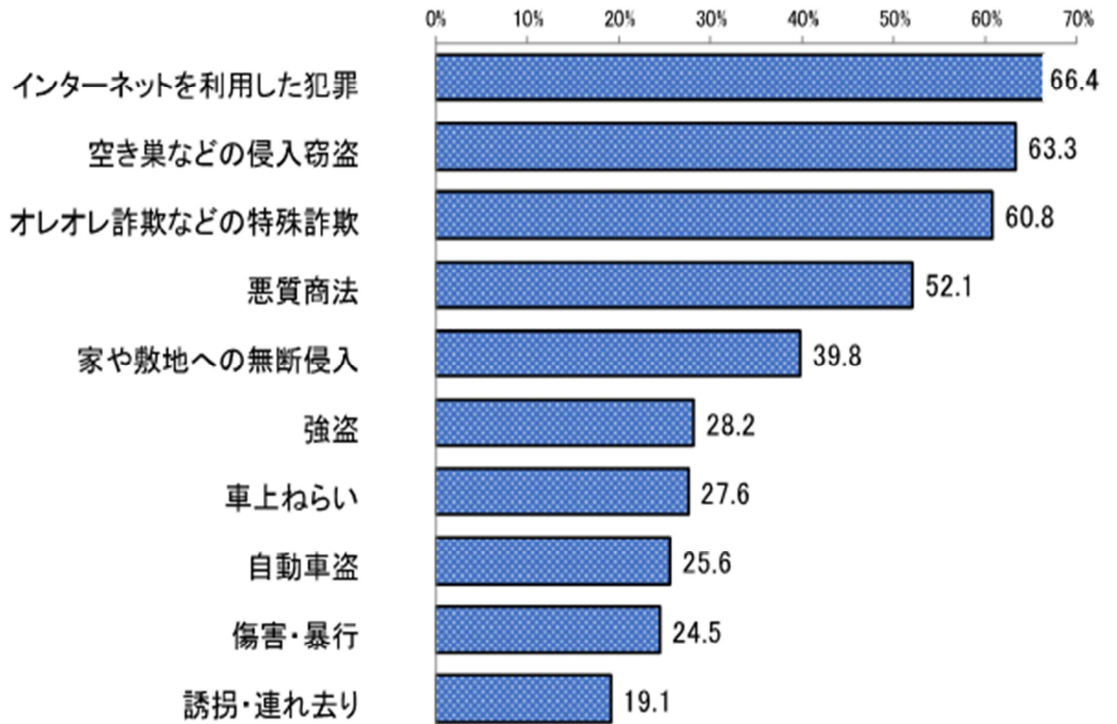
1 犯罪被害に遭う不安度と犯罪の種類

2024 年度県政世論調査によると、県内で犯罪被害に遭う不安を感じている人は 52.3%、不安を感じている犯罪の第 1 位は「インターネットを利用した犯罪」で 66.4%となっています。

Q あなたは、あなたやあなたの家族が、県内で犯罪被害に遭うのではないかと不安を、どの程度感じていますか？



Q 不安を感じている犯罪はなんですか？ (上位 10 位)



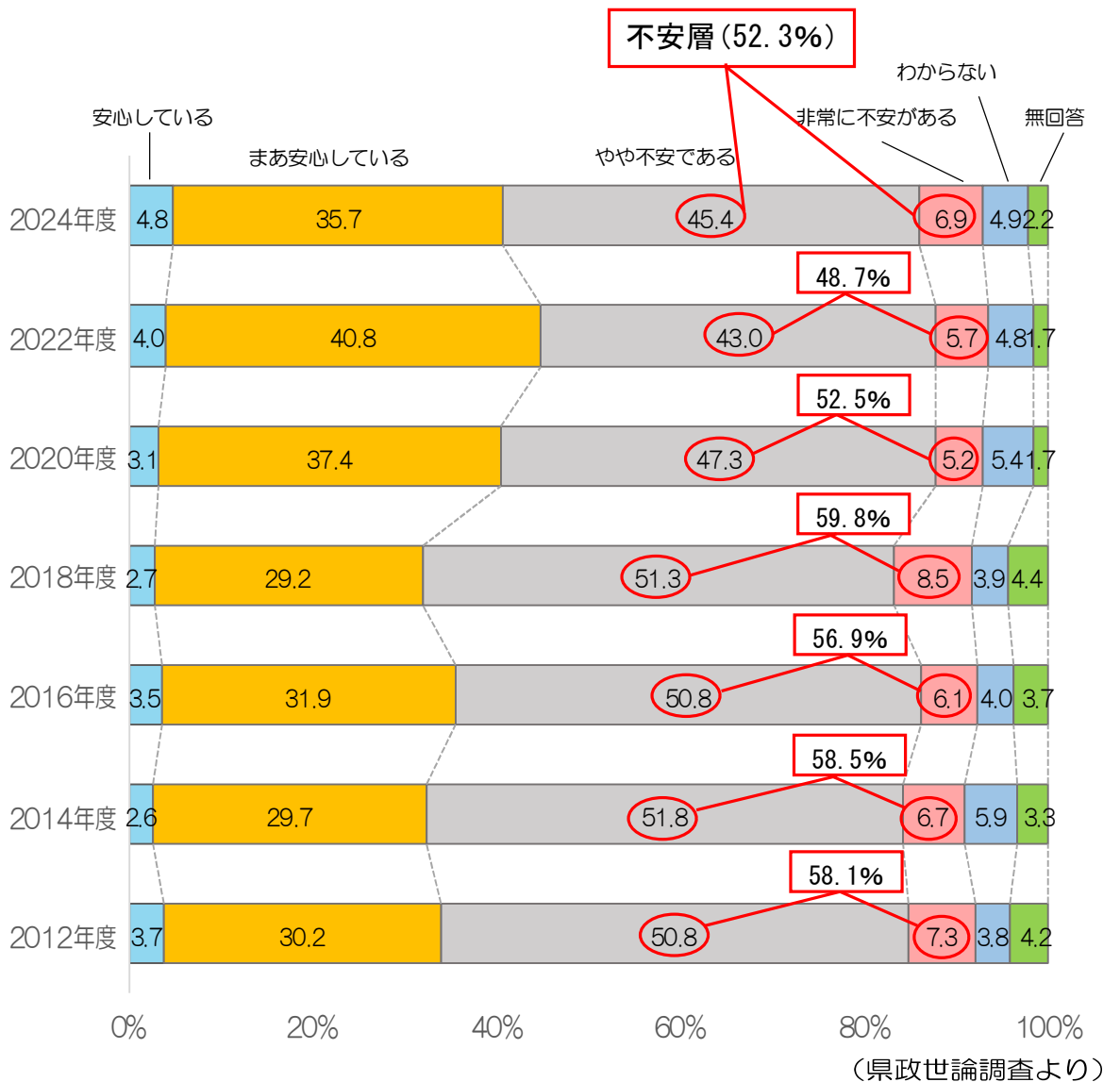
(県政世論調査より)

2 県内で犯罪被害に遭う不安度の推移

2022年度県政世論調査と比べて、不安を感じている人が3.6ポイント増加しています。

2012年度以降、不安を感じている人が6割弱程度で推移していましたが、2020年度以降には5割程度にまで減少しました。

刑法犯認知件数が過去最多であった2002年度の防犯まちづくりに関するアンケート調査結果における不安を感じている人は80.3%であり、不安を感じている人は減少傾向にあります。



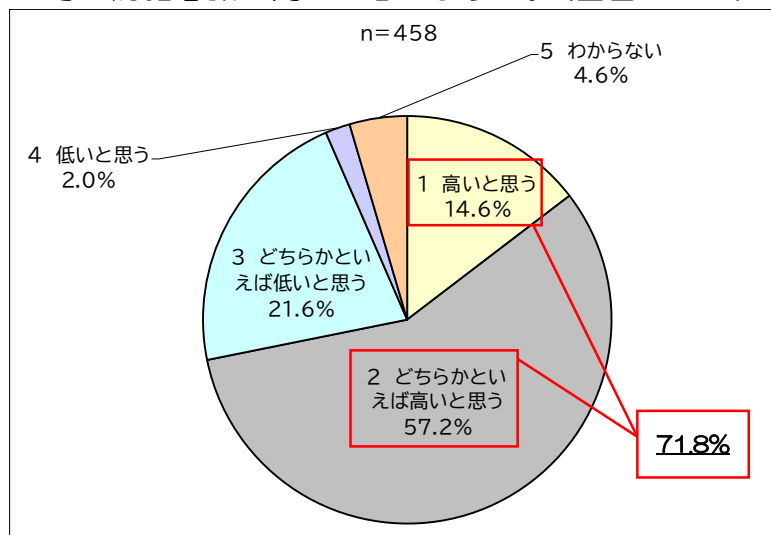
新たな行動計画の策定にあたり、県では2025年に「県政インターネットモニターアンケート」を実施しました。

1 防犯まちづくりへの取組意識

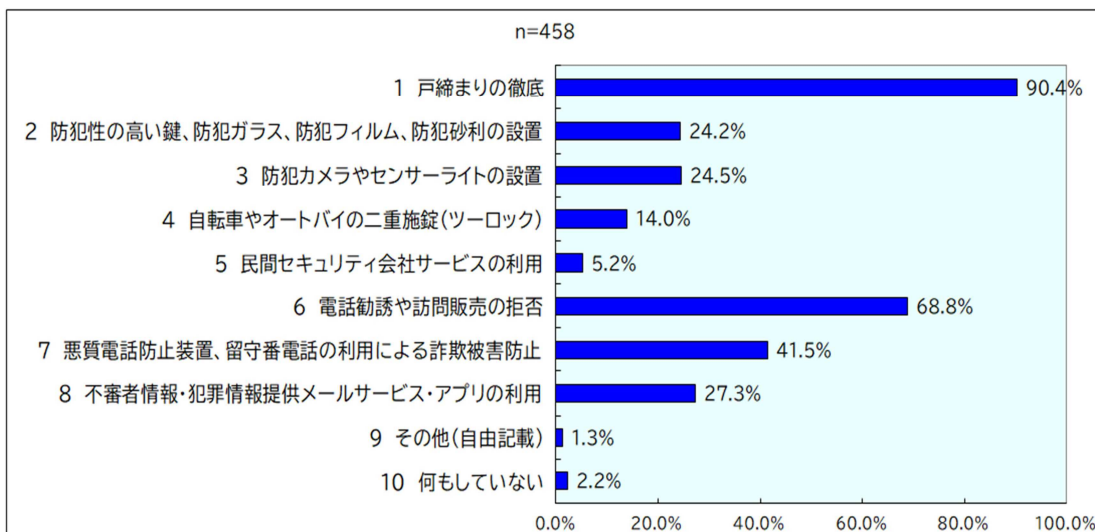
個人の防犯意識は「高いと思う」、「どちらかといえば高いと思う」が71.8%と多数を占めていますが、地域の防犯活動については「どちらかといえば活発に行われていない」、「活発に行われていない」が62.0%と半数以上となっており、地域で行われる防犯活動の活発化が今後の課題となっています。

(1) 個人の防犯意識

■あなた自身の防犯意識は高いと思いますか。(回答は1つ)

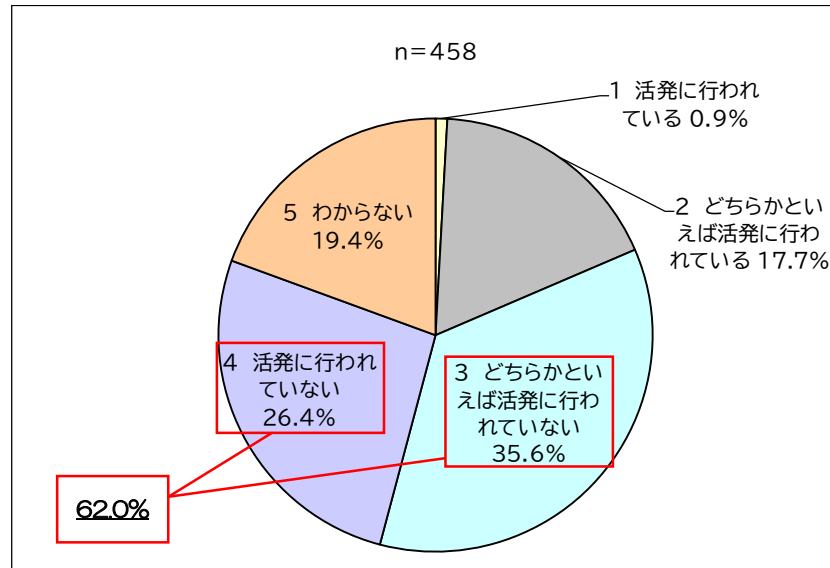


■あなたが家庭で取り組んでいる防犯対策は何ですか。(複数回答可)

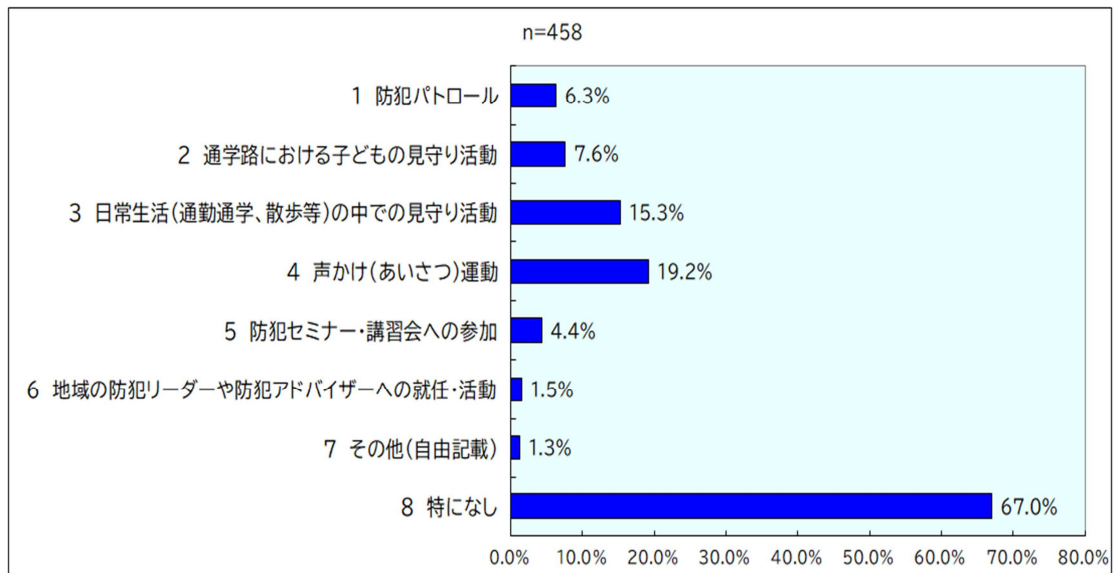


(2) 地域の防犯活動

■あなたのお住まいの地域（自治会・町内会）では住民が参加する防犯活動が活発に行われていると思いますか。（回答数は1つ）



■あなたは、現在、どのような地域の防犯活動に参加していますか。（複数回答可）

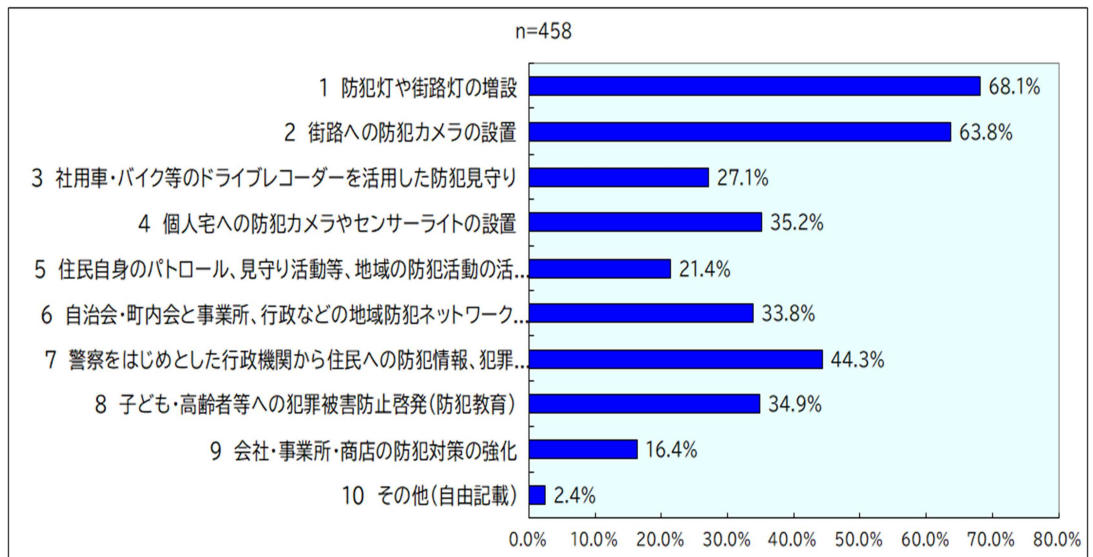


(県政インターネットモニターアンケートより)

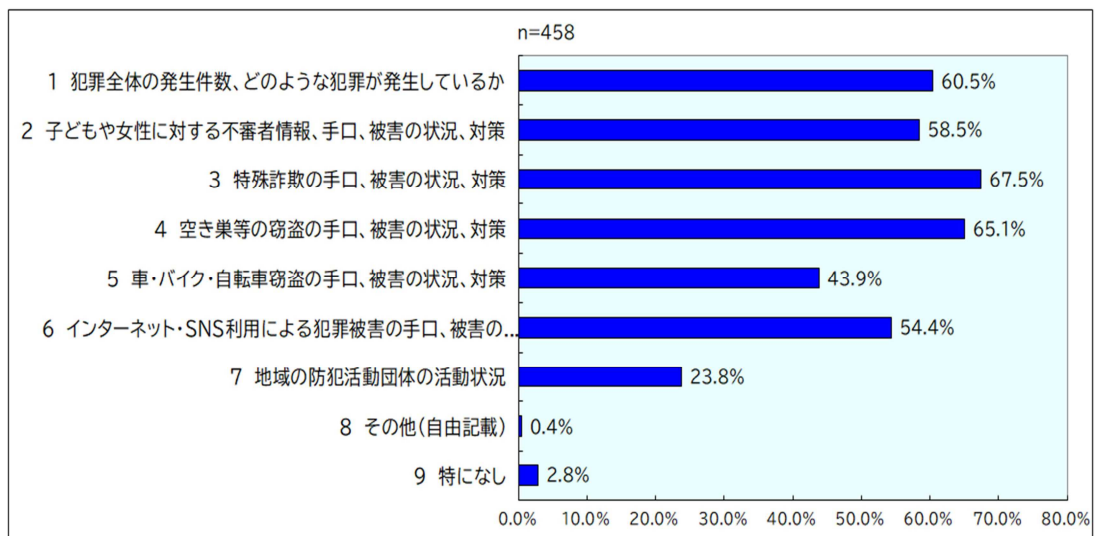
2 求められる具体的犯罪防止対策

「防犯灯や街路灯の増設」が必要と回答した人の割合が68.1%と最も高く、次いで「街路への防犯カメラの設置」が63.8%、「警察をはじめとした行政機関から住民への防犯情報、犯罪情報の提供」が44.3%となっています。

■ 今後、どのような防犯対策が必要だと思いますか。(複数回答可)



■ 警察をはじめとした行政機関からの防犯に関する情報提供について、どのような情報を知りたいと思いますか。(複数回答可)



(県政インターネットモニターアンケートより)

第3章 第5次防犯まちづくり行動計画（2022年度策定）の成果と課題

第3章 第5次防犯まちづくり行動計画（2022年度策定）の成果と課題

行動計画の概要

1 重点取組

刑法犯認知件数は減少したものの、こども・女性に対する「声かけ」や「つきまとい」等の不審者事案は依然高い水準で推移し、また、高齢者が主な被害者である特殊詐欺も、その手口が年々巧妙化し、被害が収まる気配を見せていないことから、
「こども・女性・高齢者等の更なる安全確保」
を計画の重点取組に設定し取り組みました。

2 施策の柱

- ① 地域の防犯力・防犯意識の向上
- ② こどもの犯罪被害等防止
- ③ 女性の犯罪被害等防止
- ④ 高齢者等の犯罪被害等防止
- ⑤ 再犯防止の推進
- ⑥ 犯罪に強い都市基盤づくり

を戦略（施策の柱）とし、この戦略のもと、各施策、事業を推進しました。

3 計画の目標

静岡県の新ビジョン（総合計画アクションプラン）に合わせ、
「刑法犯認知件数を2025年末までに12,000件以下」
に設定し取り組みました。

1 成果

県内の刑法犯認知件数は、2002年をピークに、防犯まちづくり行動計画策定以降の2003年から20年連続して減少してきましたが、計画中期間の2023年に増加に転じ、2024年は16,339件となりました。

○刑法犯認知件数の推移

年	2002	2003	2019	2020	2021	2022	2023	2024
件数	63,008	62,275	17,876	15,370	14,440	14,269	15,612	16,339

2 施策の柱ごとの成果と課題

① 地域の防犯力・防犯意識の向上

地域住民による防犯活動が効率的、効果的なものになるよう静岡県防犯まちづくりアドバイザーや地域防犯を担う防犯リーダーの育成を目的とした防犯まちづくり講座を開催しました。

若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大に努めるとともに事業所の防犯責任者の設置促進等を行いました。

ホームページ、SNS等の媒体を活用して犯罪情報や防犯情報の提供を行い、地域、事業所、団体等との情報共有を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン形式等の非接触型の講座を開催するなどDXの手法を取り入れました。

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
防犯まちづくり講座受講者数	毎年度210人	221人	303人	469人	248人
人権啓発講座等参加者数	毎年度30,000人	19,046人	18,501人	25,248人	25,389人
市町安全協議会設置市町数	25市町	24市町	24市町	24市町	24市町
しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数	112団体	108団体	107団体	109団体	112団体
防犯責任者を設置する事業所数	9,000事業所	7,546事業所	7,514事業所	7,542事業所	7,542事業所
防犯責任者研修会参加者数	毎年度1,000人	374人	333人	155人	505人
消費生活相談における被害額	280千円以下	360千円	395千円	492千円	488千円
自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール団体数	205団体	199団体	203団体	204団体	201団体

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数	2,000 件/月	1,515 件/月	2,818 件/月	5,449 件/月	4,393 件/月
消費者教育出前講座の回数	240 回	168 回	259 回	232 回	308 回
防犯まちづくりニュース発行回数	毎年度 24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
県警ホームページ（暮らしの安全）へのアクセス件数	70,000 件/月	65,976 件/月	54,331 件/月	44,819 件/月	42,389 件/月
小中学校における地域学校協働本部の整備率	85%	67%	71%	82%	84.7%

② こどもの犯罪被害等防止

こどもが犯罪に巻き込まれないため、こども自身が「自分の身は自分で守る」という意識を身につけるための「体験型防犯講座」等の防犯教室を実施しました。

2022年には、「子ども見守りの日」を設定するなど、地域住民、関係機関・団体と連携した通学路等における見守り活動を推進するとともに、こどもに対する声かけ等の不審者事案を学校、警察、地域で共有し、防犯パトロール活動を積極的に推進しました。

また、児童虐待防止や学校におけるいじめの早期発見・解消、薬物乱用防止のための関係機関での情報共有、相談体制の強化を図りました。

参考指標項目	目標数値	実績値				
	2025	2021	2022	2023	2024	
薬物乱用防止に関する講習会未開催校	0校	0校	0校	0校	0校	
いじめ解消率(公立・私立を含む)	小学校	75%以上	65.6%	65.1%	65.7%	61.1% (公立)
	中学校	75%以上	64.0%	62.7%	60.4%	62.2% (公立)
	高等学校	90%以上	82.7%	90.2% (公立)	79.2% (公立)	68.6% (公立)
市町における地域の青少年声掛け運動実施率	毎年度 100%	-	100%	100%	100%	
虐待による死亡児童数	0人	0人	0人	0人	0人	
学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言できる体制が整備されている学校の割合	100%	85.7%	100%	94%	94%	
エスピーくん安心メールの登録者数	58,400人	45,675人	43,358人	-	-	

③ 女性の犯罪被害等防止

「防犯まちづくり講座」等の機会を通じて、自分の身を守る知識・方法を習得する機会を提供しました。

関係機関と連携し、各種相談窓口の紹介やDV被害者等の支援を行うなど相談しやすい体制の拡充を図りました。

女性に対する声かけ等の不審者事案の届出状況等について情報提供を行うとともに、性犯罪被害に遭わないための対策を啓発しました。

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
DV防止ネットワーク設置市町数	35 市町	33 市町	33 市町	33 市町	33 市町

④ 高齢者等の犯罪被害等防止

高齢者が特殊詐欺被害に遭わないよう、防犯情報等の提供を行うとともに、高齢者と接する機会のある方々に対する研修を行いました。

高齢者や障害者が安心して生活を送れるよう、地域や関係機関等と連携した見守り活動や相談体制を構築しました。

特殊詐欺被害防止や消費者トラブル、虐待から高齢者等を守るための広報啓発活動や関係機関と老人クラブ（シニアクラブ）等の団体間におけるネットワークづくりを支援しました。

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	70%	-	-	-	66.8%
特殊詐欺認知件数	300 件以下	374 件	416 件	353 件	379 件

⑤ 再犯防止の推進

仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者と比べて高い傾向があるため、就職に向けた相談・支援等の充実、犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上などを行いました。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるため、公営住

宅を中心とした公的賃貸住宅において、的確な住居の供給を行いました。

刑事施設、少年院を出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者又は障害のある人に対して、出所後直ちに障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）の発行、生活保護の給付等につなげる準備を保護観察所と協働して進めました。

新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反であり、覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきているため、薬物依存に関する治療・支援につなげる取組を行いました。

高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労支援を実施しました。

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするため、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関、福祉関係機関、学校などの教育機関等の関係者等の連携を強化しました。

市町の地方再犯防止推進計画の策定支援を行いました。

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
県内の再犯者率	45%以下	44.3%	44.7%	45.7%	45.2%
生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率	93.7%	85.8%	86.7%	86.5%	86.8%
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	35市町	19市町	21市町	23市町	35市町
依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	累計316人 (2022~2025)	30人	75人	47人 累計121人	26人 累計148人

⑥ 犯罪に強い都市基盤づくり

静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等の普及を図るなど、犯罪防止に配慮した都市基盤の整備を進めました。

自治体や自治会、企業、商店街等と連携して、通学路や街頭に防犯カメラ設置を促進することにより、地域の防犯機能の向上を行いました。

犯罪情報等を分析し、犯罪被害防止対策へ活用するなど、DXの手法を取り入れた防犯施策を推進しました。

参考指標項目	目標数値	実績値			
	2025	2021	2022	2023	2024
くらしの防犯伝導士による防犯講習会開催回数	毎年度 18回	1回	7回	13回	8回

第4章 静岡県の推進施策

第4章 静岡県 の 推進施策

戦略
(施策の柱)

戦略1 県民の体感治安を意識した活動の推進

防犯まちづくりの推進に当たっては、地域住民が安全・安心を実感できる「体感治安」を意識した取り組みが重要です。

犯罪の発生は地域住民に与える不安感に大きく影響するため、犯罪被害の未然防止に繋がる取り組みとして、各世代の地域住民の自主防犯ボランティアへ活動の推進や地域住民の先頭に立って防犯活動を推進する人材の育成、地域の防犯関係者の連携強化等が求められます。

1 体感治安に対する意識調査等による各種施策への連動促進

県政世論調査等により県民の治安に対する意識を把握し、情報発信をはじめとした各種施策への連動を促進します。

2 治安情勢の変化に対応した各種活動の推進

特殊詐欺などの多様化する犯罪の調査・分析に努めるとともに、自主防犯活動・自主防犯ボランティア活動の推進、人材育成及び事業所の防犯責任者の設置促進等を行います。

具体的な推進事項

〈施策項目 13 取組数 29〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
101	(1)体感治安に対する意識調査等による各種施策への連動促進	県政世論調査等により、県民の治安に対する意識を把握し、県民の安心感を醸成するための情報発信をはじめとした各種活動につなげていきます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【警察本部】 生活安全企画課
102	(2)犯罪の発生状況の調査分析と施策への反映促進	犯罪の発生状況を分析し、犯罪被害の未然防止等に関する調査研究を行い、治安情勢の変化に対応した各種活動につなげていきます。	【警察本部】 生活安全企画課
103	(3)防犯まちづくり活動の推進	自主防犯ボランティアに対する情報提供等の支援を行うとともに、高校・大学生等の若い世代による自主防犯活動への参加促進を図り、自主防犯ボランティアの普及拡大を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課
104		地域住民の防犯活動のリーダーとして委嘱した地域安全推進員と連携し、活動を支援するとともに住民の防犯意識の高揚を図り、活動のノウハウを伝達するなどして、防犯活動を推進します。	【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
105	(3)防犯まちづくり活動の推進	重要特異事犯が発生した場合や、県民に身近な犯罪が急激に増加傾向を示した場合、関係機関との連携を強化し、対象者及び関連事業者に対する防犯指導を実施します。	【警察本部】 生活安全企画課
106	(4)防犯まちづくり推進体制の強化	防犯まちづくり講座の開催や防犯啓発資材提供等の支援により「地区安全会議」の活性化を図るとともに、「市町安全協議会」の設置を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
107		「しずおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体と連携を強化し、事業者・企業との協働による防犯まちづくりを促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
108	(5)自主防犯活動を担う人材の育成	各種防犯研修会を継続的に開催し、地域において防犯活動を担うリーダーを育成することで、近隣社会のつながり強化による自発的ボランティア活動や、特殊詐欺等の犯罪予防を促進する。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
109		静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域の防犯活動を含む地域活動のリーダーを育成します。	【総務部】 地域振興課
110		人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するとともに、地域のつながりを強めることで防犯力の向上を図ります。	【企画部】 総合教育課
111		こどもの安全を守る活動に取り組む人材を育成するとともに、効果的な活動に資する各種防犯研修会を開催します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
112	(6)災害時の防犯活動を担う人材の育成	地域防犯活動のリーダー等を対象とした防犯まちづくり講座において、災害時における防犯対策も配慮した講義内容を取り入れ、災害時において必要な時、必要な場所でボランティア等の防犯活動を適切にできる人材を育成します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
113	(7)青色回転灯を装着した自動車による	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動の活性化を図り、登録台数の拡大を促進します。	【警察本部】 生活安全企画課
114	自動車による防犯パトロールの実施	公用車に青色回転灯を装着し、県職員が出張の帰路等にパトロールを実施することにより、地域における犯罪を抑制し、併せて職員の防犯意識の高揚を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
115	(8)事業者への防犯対策の支援	重要犯罪の被害対象となりやすい深夜における販売業者等、金融機関、ATMの管理者（設置者）等に対して、とるべき防犯対策を指導します。	【警察本部】 生活安全企画課
116		事業所における防犯責任者の設置を促進するとともに、啓発資料の作成・配布、研修会の開催などにより防犯責任者の活動を支援します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
117		業界団体、産地組合等が開催する会議、企業訪問等での協力依頼、情報提供を通じて、防犯まちづくりへの意識啓発をします。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
118	(9)消費者被害の防止と支援	消費者が安心して消費生活を送れるよう、不当な取引及び表示の監視や指導体制を強化し、違反の疑いがある場合には改善指導、違反を確認した場合には、業務や表示の改善の指示等の厳正な行政処分を行い、事業者の適正な取引及び表示の確保を図ります。	【くらし・環境部】 県民生活課
119		消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、被害者の救済と、消費者被害の発生・拡大防止を図ります。	【くらし・環境部】 県民生活課
120		自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の充実を図ります。（災害時に適切な消費行動をとれる消費者も含む）	【くらし・環境部】 県民生活課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
121	(10)学校安全体制の強化	県内各地区において、生徒指導主事による研修会等を開催し、他の機関等の持つ不審者対応のノウハウなどを活用し、学校安全体制を充実します。	【教育委員会】 高校教育課
122	(11)学校、警察、地域の連携強化	児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集するとともに地域の協力を要請します。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
123		不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ及び防犯アプリ、SNS等を活用したネットワークにより提供します。	【警察本部】 人身安全少年課
124		学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。	【警察本部】 生活安全企画課
125		(公社)県防犯協会連合会と連携して、防犯活動への支援や地区防犯協会の防犯研修等を実施し、防犯活動の促進及び団体間の連携強化を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課
126	(12)災害時における防犯体制の整備促進	災害時における犯罪被害を防止するため、防犯パトロール等の体制整備を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
127	(13)災害時の防犯対策	県ホームページ等により危機管理情報を提供し、県民への注意喚起を図ります。	【危機管理部】 危機政策課
128		避難所運営マニュアルを通じて、災害時における避難所の防犯対策の必要性について啓発します。	【危機管理部】 危機情報課
129		過去の大規模災害時の犯罪発生状況を把握し、災害時にとるべき防犯対策の情報を発信します。また、しずおか防犯まちづくり県民会議に参加する事業者や企業などを通じて、無人化した店舗等の防犯対策の強化を呼び掛けると共に、情報共有を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

戦略2 地域の防犯機能・防犯意識の向上

犯罪の起きにくい地域の実現のためには犯罪防止に配慮した都市基盤の整備が必要です。

また、各世代の地域住民への各種研修や情報提供等による地域の防犯意識の向上が求められます。

1 犯罪に強い都市基盤づくり

静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等の普及を図るなど、犯罪防止に配慮した都市基盤の整備を進めます。

また、地域のコミュニティ活動の拠点整備の支援や、道路照明灯等の適正配置と適正管理により、副次的に防犯機能の向上を図るとともに、市町管理、県管理の公有施設の防犯点検を実施することにより防犯対策を推進します。

2 防犯意識を高める広報・啓発の推進

ホームページ、SNS等の各種媒体を活用して効果的な犯罪情報や防犯情報について地域、事業所、団体等に対する広報・啓発を行い、地域住民の防犯意識の向上に努めます。

また、DXの手法を取り入れたオンライン形式等の講座を開催します。

具体的な推進事項

〈施策項目8 取組数38〉

番号	施策項目	内 容	担当部局(課)
201	(1)防犯に配慮した都市基盤の整備促進	道路交通の安全を確保するため、道路照明灯設置基準に基づく道路照明灯等の適正配置と適正管理により、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課 街路整備課
202		歩行者の安全を確保するため、防護柵の設置基準などの道路基準に基づく歩車道分離柵の設置や緑地帯の整備により、副次的にひったくり等への防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課 街路整備課
203		土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離等の整備により、副次的に防犯機能の向上が図られるよう、事業主体に対して助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課
204		市街地再開発事業により整備される共同住宅が、防犯に配慮して整備されるよう、事業主体に対して助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課
205		都市再生整備計画に「安全・安心のまちづくり」を掲げて都市構造再編集中支援事業等を活用する市町について、各種情報提供等の支援を行うとともに、都市基盤整備やソフト施策により市街地の防犯機能の向上が図られるよう助言します。	【交通基盤部】 景観まちづくり課
206		静岡県防犯まちづくり条例に基づく「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
207		通学路等の道路に面する危険なブロック塀の撤去に対する助成を行い、安全性の向上を図ります。	【くらし・環境部】 建築安全推進課
208		駐輪場内での二輪車盗難等を防止するため、静岡県防犯まちづくり条例に基づく防犯指針の普及を図り、施設の適正管理を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
209	(1)防犯に配慮した都市基盤の整備促進	駐輪場等の防犯カメラの設置にあたり、管理者に対し、防犯情報の提供のほか、適切な指導、助言を行います。	【警察本部】 生活安全企画課
210		自治体、企業、商店街等における街頭防犯カメラの設置を促進し、設置に際しては、適切な指導、助言を行い、地域の防犯機能の向上を図ります。	【警察本部】 生活安全企画課
211		地域の防犯活動等、安心・安全な地域づくりなどコミュニティ活動の拠点となる地区集会所等の整備を支援します。	【総務部】 地域振興課
212	(2)県管理施設等における防犯対策の推進	県職員住宅における防犯対策として、入居者同士の声かけの促進、夜間照明灯の設置、各戸のピッキング対策、廃止した住宅の早期処分、空き家の適正管理を行います。	【総務部】 職員厚生課
213		庁内一時預かり保育施設を利用することの安全を確保するため、施設入口の常時施錠、インターフォンによる来所者の確認、警察署の協力を得ての防犯訓練（不審者対応訓練、通報訓練、護身術など）、散歩コースの安全確認を行います。	【総務部】 職員厚生課
214		県管理施設等について、管理者による定期的な防犯点検を実施又は促進し、必要に応じて防犯カメラを設置する等の改善を図り、安全管理の徹底に努めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【全部局】
215		県立森林公園における防犯対策として、巡視や警備を行います。	【くらし・環境部】 環境ふれあい課
216		県営住宅における防犯対策として、エレベーター内への防犯カメラの設置など防犯に配慮した共同住宅の新築・改築を推進するとともに、死角解消のための植栽の剪定などを推進します。	【くらし・環境部】 公営住宅課
217		県有防災林における防犯対策として、地域住民との協働による適正管理を進めます。	【経済産業部】 森林保全課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
218	(2)県管理施設等における防犯対策の推進	不特定多数の者が利用する道路(JR 駅周辺等)において、道路構造物の点検等、適正な道路管理を目的とした道路パトロールにより副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 道路保全課
219		河川管理施設の除草など適正な維持管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 河川砂防管理課 河川海岸整備課
220		港湾緑地の安全な利用に配慮した照明灯の適正配置と管理を行い、副次的に防犯機能の向上を図ります。	【交通基盤部】 港湾整備課
221	(3)市町管理施設等における防犯対策の促進	市町管理公園における防犯対策として、静岡県防犯まちづくり条例及び指針に基づく公園整備の促進を事業主体に助言します。	【交通基盤部】 公園緑地課
222		市町管理施設等について、静岡県防犯まちづくり条例、及び指針に基づく管理者による定期的な防犯点検の実施を促進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
223	(4)学校等施設内の安全確保	県立学校における防犯対策として、夜間管理を警備会社等に委託します。	【教育委員会】 高校教育課 特別支援教育課
224		幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校のスクールバス等への安全対策設備の導入に係る経費を助成します。	【健康福祉部】 私学振興課
225	(5)防犯に配慮した住宅の普及啓発	静岡県防犯まちづくり条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の普及を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
226		共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して必要な情報の提供及び助言を行います。	【警察本部】 生活安全企画課
227		くらしの防犯伝導士による講習会を開催し、県民に防犯に配慮した住宅の普及啓発を行います。	【警察本部】 生活安全企画課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
228	(6)サイバーセキュリティ対策の推進	巧妙化するサイバー攻撃に対し、行政が保有する情報資産を保護するため、県及び市町のインターネット接続点における監視や防御を行います。	【企画部】 電子県庁課
229	(7)防犯広報・啓発活動の推進	県民だより、県のホームページ、SNS等の多様な媒体を通じて、犯罪情勢や効果的な防犯対策などの情報を提供し、「自らの安全は自らが守る」意識の定着を図るとともに、県民による自主的な防犯活動を促進します。 災害発生時には、新聞、テレビ等マスメディアによるパブリシティやWebの活用などにより災害に関する情報について広報します。	【総務部】 広聴広報課
230		県内大学を通じ新入大学生へ、また、県宅地建物取引業協会を通じひとり暮らしを始める人へ適切な防犯情報の提供を図ります。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
231		防犯まちづくりを推進する広報・啓発活動を「犯罪不安ゼロ運動」として引き続き実施し、犯罪の発生状況に対応した啓発資料を作成・配布するとともに、キャンペーン活動などに取り組みます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
232		県ホームページ等により、防犯関係情報を発信するとともに、防犯活動に取り組む人材、地域の防犯活動団体、活動事例等を紹介します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
233		巧妙化するサイバー事案や特殊詐欺の被害防止のため、各種媒体を活用した啓発や、防犯まちづくり講座による被害防止意識の向上等、各種取組を推進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
234		県自治会連合会を通じて、地域の安心・安全等に関する情報や活動事例等を自治会組織に提供し、地域の防犯意識を高めます。	【総務部】 地域振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
235	(7)防犯広報・啓発活動の推進	静岡県コミュニティづくり推進協議会の機関紙を通じて、防犯活動など安心・安全な地域づくりに取り組むコミュニティ組織の活動情報を提供します。また、先進的な活動団体等を表彰し、その活動事例を地域に情報提供します。	【総務部】 地域振興課
236		重層的な防犯ネットワークの整備により、県民が必要とする身近な犯罪発生状況や防犯に関する情報をタイムリーに発信します。	【警察本部】 生活安全企画課
237	(8)事業者への防犯意識の啓発	商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体を介して事業者に防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	【経済産業部】 経営支援課
238		関係する、金融を扱う事業者（県登録あり）に対し、防犯情報を提供し、防犯意識を啓発します。	【経済産業部】 商工金融課 農業戦略課

戦略3 特性に応じた犯罪被害等の防止

こどもに対する声かけ事案等の不審者情報の届出件数は、依然として高止まりしており、登校中のこどもを狙った犯罪が発生しています。

女性を狙った性犯罪等の凶悪事件の発生は、被害女性の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

高齢者が主な被害者であるオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害は、手口が常に変化している状況にあり、被害額が増加しています。

これらの犯罪は被害者だけでなく地域住民に与える不安感にも大きく影響するため、年齢や性別、国籍、言語の違いなどの特性に応じた対策が必要です。

1 こどもの犯罪被害等の防止

こども自身が「自分の身は自分で守る」という意識を身につけるための「体験型防犯講座」等の防犯教室を実施します。

「子ども見守りの日」を契機として、地域住民、関係機関・団体と連携した通学路等における見守り活動を推進するとともに、こどもに対する声かけ等の不審者事案を学校、警察、地域で共有し、防犯パトロール活動を積極的に推進します。

また、児童虐待防止や学校におけるいじめの早期発見・解消、薬物乱用防止のための関係機関での情報共有、相談体制の強化を図ります。

2 女性の犯罪被害等の防止

女性に対する声かけ等の不審者事案の届出状況等について情報提供を行うとともに、性犯罪被害に遭わないための対策を啓発します。

関係機関と連携し、各種相談窓口の紹介を行うなど、相談しやすい体制の拡充を図ります。

3 高齢者の犯罪被害等の防止

高齢者が特殊詐欺被害に遭わないよう、防犯情報等の提供を行うとともに、高齢者と接する機会のある方々に対する研修を行います。

高齢者が安心して生活を送れるよう、地域や関係機関等と連携した見守り活動や相談体制を構築します。

特殊詐欺被害防止や消費者トラブル、虐待から高齢者等を守るための広報啓発活動や関係機関のネットワークづくりを支援します。

4 外国人の犯罪被害等の防止

県内に居住している外国人の犯罪被害防止や、日本の法律や社会のルールを理解し、自らが犯罪者にならないための対応などの情報発信や防災啓発・防犯研修等を実施します。

具体的な推進事項

〈施策項目 17 取組数 46〉

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
301	(1)次世代し ずおかの安 全・安心を担 う人材の育成	「体験型防犯講座」の開催により、犯罪から自分の身を守る方法を教え、実際に体験させることにより、自衛心を養い、危機に強いこどもづくりを発達段階に沿って体系的に目指します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
302	(2)自主防犯 活動を担う人 材の育成	こどもの安全を守る活動に取り組む人材を育成するとともに、効果的な活動に資する各種防犯研修会を開催します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
303	(3)地域にお ける防犯に関 する教育力の 充実	地域でこどもを育む環境づくりを充実・促進するため、関係機関のネットワークを拡大するとともに、地域学校協働活動推進員等養成講座等を実施し社会教育関係者の資質向上の機会を図ります。	【教育委員会】 社会教育課
304		こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、こどもたちの安全・安心な活動場所を確保するとともに、活動を通じて地域の絆の強化、地域の教育力の向上を図ります。	【教育委員会】 社会教育課
305		施設や通学路における安全管理や教職員等の研修を実施するとともに、児童生徒が主体となり将来的に地域の安全を守るができるよう、安全教室を開催するなどの指導を充実させます。	【教育委員会】 健康体育課 【健康福祉部】 私学振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
306	(3)地域における防犯に関する教育力の充実	心を育む地域連携研修会を開催し、県内各地区において、生徒の規範意識の向上など生徒指導上の諸問題について協議します。	【教育委員会】 高校教育課 【健康福祉部】 私学振興課
307		学校における防犯教育（防犯訓練、防犯教室）を推進するための指導者を養成します。	【教育委員会】 健康体育課
308		市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議を開催するなどして、いじめ、窃盗、暴力行為等の問題行動の未然防止策の充実に努めます。	【教育委員会】 義務教育課
309		特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催し、各学校における生徒指導の取組等についての情報交換を通して、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高め、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。	【教育委員会】 特別支援教育課
310		日常生活において悩みや不安を抱えていたり、問題行動や不登校等による個別カウンセリングが有効であったりする児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に図ります。	【教育委員会】 特別支援教育課
311		児童生徒の安全確保及び各学校が組織的に適切な対応を行うための「危機管理マニュアル」について、確認・検証を行い学校安全の充実に図ります。	【教育委員会】 健康体育課
312		発達支持的生徒指導の観点から、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止に資する教育相談、生徒指導についての研修やその支援を行います。	【教育委員会】 教育政策課 【健康福祉部】 私学振興課
313		教職員が生成AI等の情報技術の特性を正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルや情報リテラシーを高め、情報活用能力の育成を推進します。	【教育委員会】 教育DX推進課 【健康福祉部】 私学振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
314	(3)地域における防犯に関する教育力の充実	こどもたちのインターネットに起因する犯罪被害を未然に防止するため、各家庭でのネット利用に関するルールづくりやフィルタリング設定を推奨し、ワークシートの配布やスマホルールアドバイザーによる啓発、ネット安全安心講座の開催により、情報モラル教育を推進していきます。	【教育委員会】 社会教育課
315		児童生徒が SNS を利用して児童買春や児童ポルノなどの性被害に遭わないために、こどもや保護者への啓発を行います。	【警察本部】 人身安全少年課
316		「青少年の非行・被害防止強調月間」等における広報・啓発活動や県下一斉の街頭補導、有害環境への適切な対応を展開します。	【教育委員会】 社会教育課
317	(4)規範意識の向上	地域の青少年に対し周囲の大人が積極的に関わり、健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進するなど、青少年育成関係機関と連携を図り、良好な環境の整備を推進します。	【教育委員会】 社会教育課
318		薬物の危険性や有害性などの正しい知識を啓発するため、県内全ての小学校・中学校・高等学校を対象とした薬学講座や大学及び専修学校を対象とした薬物乱用防止講習会を開催します。	【健康福祉部】 薬事課
319	(5)児童虐待・障害者虐待防止対策等の充実	被虐待児の安全確保を第一に、児童相談所が中心となって市町はじめ関係機関と連携し、一時保護や入所措置を行うとともに保護者への指導等により再発防止に努めるほか、市町の要保護児童対策地域協議会の活動支援や職員の専門研修、被虐待児の心理ケアの実施などにより相談・保護・支援体制の充実を図ります。	【健康福祉部】 こども家庭課
320		保育所等に安心して通える環境整備のため、保育所等における虐待について通報窓口を設置するとともに、保育等の改善や再発防止のため、関係機関と連携し必要な措置等を行います。	【健康福祉部】 こども未来課 私学振興課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
321	(5)児童虐待・ 障害者虐待防 止対策等の充 実	障害者虐待の未然の防止や早期発見、 迅速な対応などを行うため、家族など からの虐待に対応する市町の窓口職員 などを対象とした研修を行い、支援体 制の強化を図ります。	【健康福祉部】 障害者政策課
322		こどもの心身の健全な成長を図るた め、こども、保護者、教職員等に対す る面接相談・電話相談の質の向上を目 指し、教育相談事業を充実します。	【教育委員会】 教育政策課
323	(6)社会適応上 支援を必要と する少年への 支援	児童生徒の学習支援とともに、不登校児 童生徒の学習機会を提供するため、イン ターネットを活用し、基礎的・基本的な 内容の学習から発展的な学習を可能とす る「あすなる学習室」の充実を図ります。	【教育委員会】 教育政策課
324		多様で複雑な悩みや困り事を抱えるこ ども・若者・その家族を支援するため、 相談機能と交流機能を備えた場を開 設・運営します。	【教育委員会】 社会教育課
325		生徒の自転車盗難を防止するため、交 通安全指導と併せて駐輪場への収容や 二重施錠等の適正管理の指導を徹底し ます。	【教育委員会】 健康体育課
326	(7)学校等施 設内の安全確 保	県立学校における防犯対策として、夜間 管理を警備会社等に委託します。《再掲》	【教育委員会】 高校教育課 特別支援教育課
327		幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学 校のスクールバス等への安全対策設備の 導入に係る経費を助成します。《再掲》	【健康福祉部】 私学振興課
328	(8)こどもへ の性犯罪等に 対する予防的 活動	こどもや女性に対する性犯罪等の前兆 とみられる声かけ、つきまとい等の事 案に対する先制・予防的活動を強化し ます。	【警察本部】 人身安全少年課
329	(9)学校安全 体制の強化	県内各地区において、生徒指導主事に よる研修会等を開催し、他の機関等の 持つ不審者対応のノウハウなどを活用 し、学校安全体制を充実します。《再掲》	【教育委員会】 高校教育課
330	(10)学校、警 察、地域の連携 強化	「子ども見守りの日」を設定するなど、 官民協働によるこども見守り活動を推 進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
331		児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするため、警察等の関係機関から犯罪の動向などの情報を収集するとともに地域の協力を要請します。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
332	(10)学校、警察、地域の連携強化	不審者による声かけ事案等の県内情報を集約して県警ホームページ及び防犯アプリ、SNS等を活用したネットワークにより提供します。《再掲》	【警察本部】 人身安全少年課
333		学校・自主防犯ボランティア団体、地域住民・事業所及び自治体と連携した防犯活動を積極的に推進します。《再掲》	【警察本部】 生活安全企画課
334	(11)児童への情報提供等の支援	「住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員・児童委員の活動を通じて、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供やこども等の見守りなどを推進します。	【健康福祉部】 地域福祉課
335	(12)女性への性犯罪等に対する予防的活動	こどもや女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の事案に対する先制・予防的活動を強化します。《再掲》	【警察本部】 人身安全少年課
336		女性の一人暮らしや、通勤・通学時における性犯罪等に対する予防的活動を推進します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
337	(13)DV防止対策の充実	男女間の暴力等の根絶を目指し、ホームページ等を活用して啓発活動を実施します。	【くらし・環境部】 男女共同参画課
338	(14)男女共同参画の視点からの防災対策の推進	男女共同参画の推進による地域防災力の強化を図るため、「みんなが共に支え合う防災ブック」をホームページに掲載するなど、普及・啓発を実施します。	【くらし・環境部】 男女共同参画課
339	(15)高齢者世帯の見守りや情報提供等の支援	「住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員の活動を通じて、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供、高齢者等の見守りなどを推進します。	【健康福祉部】 地域福祉課

番号	施策項目	内 容	担当部局（課）
340	(15) 高齢者世帯の見守りや情報提供等の支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	【健康福祉部】 福祉長寿政策課
341		巧妙化するサイバー事案や特殊詐欺の被害防止のため、各種媒体を活用した啓発や、防犯まちづくり講座による被害防止意識の向上等、各種取組を推進します。《再掲》	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
342	(16) 消費者被害の防止と支援	消費者が安心して消費生活を送れるよう、不当な取引及び表示の監視や指導体制を強化し、違反の疑いがある場合には改善指導、違反を確認した場合には、業務や表示の改善の指示等の厳正な行政処分を行い、事業者の適正な取引及び表示の確保を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 県民生活課
343		消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、被害者の救済と、消費者被害の発生・拡大防止を図ります。《再掲》	【くらし・環境部】 県民生活課
344		自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の充実を図ります（災害時に適切な消費行動をとれる消費者も含む）。《再掲》	【くらし・環境部】 県民生活課
345	(17) 外国人県民・訪日外国人への情報提供	防犯等に資する情報の外国語による提供を推進し、犯罪の被害防止や、自らが犯罪者にならないための対応等を教示します。	【警察本部】 生活安全企画課
346		県内に居住している外国人が、災害から身を守ることができるよう、また日本の法律や社会のルールを理解し、安全・安心を実感できるよう、情報発信や防災啓発・防犯研修等を実施します。	【企画部】 多文化共生課 【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【危機管理部】 危機情報課 【警察本部】 生活安全企画課

戦略4 再犯防止の推進

○ 施策の方向性

- ・ 県は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、施策を講じます。
- ・ 県は、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するにあたり、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、県民の皆様との理解と協力を得て、円滑に社会に復帰することができるよう、施策を講じます。
- ・ 県は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、必要な支援を受けられるよう、国の刑事司法関係機関、各市町や民間団体も含めた関係機関の連携の下に、総合的に施策を講じます。

○ 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」であり、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいい、警察において微罪処分になった者、検察庁において起訴猶予処分になった者、裁判所において執行猶予になった者、あるいは罰金・科料となった者、満期釈放者等も含まれます。

(1) 就労・住居の確保

① 就労の確保

○ 現状

仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

県内においては、2023年に刑務所に再び入所した者のうち約6割が、再犯時に無職でした。また、2024年における保護観察終了者に占める無職者率は約2割でした。

県内の協力雇用主（犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主）は、2025年9月1日現在、643事業所が登録されていますが、業種に偏りがあり、実際に刑務所出所者等を雇用しているのは10事業主で、被雇用者数は11人となっています。

犯罪をした者等の就労を確保するため、国においては、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、企業と受刑者の出所前マッチングの支援となる矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、保護観察所から委託を受けた民間事業者が就労支援を行う「更生保護就労支援事業」等が実施されています。

○ 課題

- 犯罪をした者等は、その処分歴から偏見等を受けるとともに、これに付随して自己イメージの低下による就労意欲の減退が生じる場合があります。
また、就労に必要な知識・資格等を有していないために求職活動が円滑に進まないケースもあります。
- 犯罪をした者等は、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持に必要な能力を身に付けていないなどのことから、職場での人間関係を十分に構築できない、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。
- 犯罪をした者等の中には、福祉的支援は必要としないものの、障害の程度により、一般就労をすることが難しい者が少なからず存在することから、協力雇用主による協力体制をさらに生かしていく必要があります。
- 協力雇用主の業種は建設業と製造業で7割以上を占めていることから、多様な業種の協力雇用主を確保する必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目 2 取組数 4〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
401	(1)就職に向けた相談・支援等	犯罪をした者等で、生活に困窮している者に対し、就労準備支援事業を行う市町等の生活困窮者自立相談支援の窓口等の周知に努めます。	【健康福祉部】 地域福祉課
402	(2)協力雇用主の開拓・社会的評価の向上	保護観察所及び更生保護団体等と連携して、多様な協力雇用主の増加に努めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
403	(2)協力雇用主 の開拓・社会的 評価の向上	県が行う公共工事の競争入札参加資格等において、協力雇用主に対する優遇措置の導入を引き続き慎重に検討します。	【交通基盤部】 建設業課
404		物品購入等及び一般業務委託の入札参加資格者名簿に、協力雇用主に係る項目を設け、資格申請時に申告があった企業を掲載します。	【出納局】 用度課

② 住居の確保

○ 現状

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要ですが、刑務所出所者のうち約2割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

帰るべき住居のない刑務所出所者等の一時的な居場所となる更生保護施設は、県内に2施設あり、2024年は54人を受け入れています。また、NPO法人等が宿泊場所や食事を提供する自立準備ホームは、県内に18事業者あり、2024年は69人を受け入れています。

公営住宅を中心とした公的賃貸住宅には、住宅市場を補完し居住に関するセーフティネットとしての機能が求められているため、県では、この機能を効率的に発揮するため、真に住宅に困窮する者に対して的確な供給を図っています。

○ 課題

- ・更生保護施設や自立準備ホームは、あくまでも一時的な居場所であるため、更生保護施設等を退所した後の住居をはじめとした生活基盤を確保する必要があります。
- ・更生保護施設等に入所している者が、退所後にアパート等を借りようとしても、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴がある等の事情で民間家賃保証会社等の利用もできず、賃貸契約を締結できない場合があります。

具体的な推進事項

〈施策項目3 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
405	(3) 県営住宅に関する情報提供	保護観察対象者等や支援を行う団体に対し、県営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、分かりやすい情報の提供に努めます。	【くらし・環境部】 公営住宅課
406	(4) 住宅セーフティネット制度の活用促進	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために、静岡県居住支援協議会の活動を通じて住宅情報を提供し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	【くらし・環境部】 住まいづくり課
407	(5) 一時的な居住の支援	生活困窮者自立支援制度における、「居住支援事業」を実施している市町を紹介するなど実情に応じた支援に努めます。	【健康福祉部】 地域福祉課

(2) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

① 高齢者又は障害者等への支援等

○ 現状

65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。

また、知的障害のある受刑者についても、一般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

県は、刑事施設、少年院を出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者又は障害のある人に対して、出所後直ちに障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）の発行、生活保護の給付等につなげる準備を刑務所入所中から保護観察所と協働して進める「静岡県地域生活定着支援センター」（以下「県定着支援センター」という。）を、沼津市に設置しています。

県定着支援センターでは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービス・生活に関するニーズの確認、受入施設等の斡旋、福祉サービス等に関する申請支援や矯正施設出所後のフォローアップ等を行っています。また、矯正施設出所後も、受入施設等への助言を行うとともに、本人、家族、行政機関等関係者からの相談に対応しています。なお、2021年度からは、高齢や障

害により自立した生活を営むことが困難な刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等が釈放後に直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のための支援等を行う被疑者等支援業務も行っています。

県定着支援センター設置時から2024年度末までの実績は、延べ1,451人となっています。

○ 課題

- ・抱えている課題が複合化・複雑化していること等により、どこへ相談したらいいかわからない場合があります。
- ・矯正施設出所者のうち、県定着支援センターを活用できる者は、必要な福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができますが、それ以外の犯罪をした者については、能動的にサポートしてくれる機関がないため、自ら必要な福祉サービスを探す必要があります。
- ・市町や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があります。
- ・犯罪をした者等が活用できる相談窓口としては、生活困窮者自立相談支援窓口や高齢者やその家族を対象とした地域包括支援センター及び保健所の相談窓口など複数あるものの、相談している間にも生活が行き詰まる場合があります。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
408	(6)保健医療・福祉サービスの提供等	多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」、社会とのつながりを再構築する「参加支援」、地域の活動環境の整備等の「地域づくりに向けた支援」など、市町の包括的な支援体制の整備を支援します。	【健康福祉部】 福祉長寿政策課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
409	(6)保健医療・ 福祉サービスの 提供等	県定着支援センターにおいて、高齢又は障害があることにより福祉的支援を必要とする矯正施設入所中の特別調整対象者や刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等に対し、出所後（釈放後）、福祉施設への入所など福祉サービス等に円滑につなげる支援を行うとともに、犯罪をした者等及び受入施設等に対し、社会生活への移行や自立を図るための相談に応じます。	【健康福祉部】 障害者政策課
410		経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援窓口において、包括的・早期的な支援を行います。また、生活の困窮度が高い方に対しては、生活保護担当部署を案内するなど、重層的な支援を行います。	【健康福祉部】 地域福祉課
411		市町が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行っており、県は、地域包括支援センター職員を対象とした研修を開催するなど、市町を支援します。	【健康福祉部】 福祉長寿政策課
412		地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会に、技術的助言等を行う圏域スーパーバイザーを配置し、障害のある人に対し適切なサービス利用につながるよう支援します。	【健康福祉部】 障害者政策課

② 薬物依存を有する者への支援等

○ 現状

全国における覚醒剤取締法違反による検挙者数は、減少傾向にあるものの、未だ年間6千人を超えており、同一罪名再犯者率は、2023年において、約7割となっています。

また、薬物事犯の中でも大麻取締法違反による検挙者数は、近年、上昇傾向にあり、2023年においては、過去最多を更新するとともに

に、統計開始後初めて覚醒剤取締法違反による検挙者数を超えています。中でも若年層の大麻乱用が顕著で、大麻取締法による検挙者数の7割以上を30代未満の若年層が占めています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、『薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気である』という認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

○ 課題

- ・薬物依存のある犯罪をした者等に対して、専門的治療・支援を提供できる保健医療機関等の整備及び民間支援団体の活動支援等を行う必要があります。
- ・薬物等の依存症者は、自らの意思で治療・支援を求めない傾向にあるため、依存症問題を抱える当事者の家族や知人など本人以外から治療・支援機関へつなぐことも有効です。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
413	(7)薬物依存に関する治療・支援等	依存症対策地域支援事業として、県内における精神保健福祉活動の中核的機関である静岡県精神保健福祉センターにおいて、依存症の専門相談員による依存症問題を抱える当事者や家族等を対象とした依存相談、民間支援団体や医療機関と連携した依存症患者への支援プログラム及び依存症患者の支援者を対象とした研修事業を実施するほか、病院において、受診後の患者支援に係る事業等を実施します。	【健康福祉部】 障害福祉課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
414	(7)薬物依存に関する治療・支援等	県定着支援センターにおいて、薬物依存を有することにより福祉的支援を必要とする矯正施設入所中の特別調整対象者や刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等に対し、出所後（釈放後）、福祉施設への入所など福祉サービス等に円滑につなげる支援を行うとともに、犯罪をした者等及び受入施設等に対し、社会生活への移行や自立を図るための相談に応じます。	【健康福祉部】 障害者政策課
415		依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定し、依存症医療の地域格差の是正並びに関係機関とのネットワーク化を図り、地域における医療提供体制の整備を推進します。	【健康福祉部】 障害福祉課

③ その他再犯リスクが高い者への支援等

○ 現状

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、これまで、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。

○ 課題

刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないなどの課題があることから、県においても、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関等と連携を図りながら、こどもを対象とする暴力的性犯罪者、ストーカー、暴力団関係者等再犯リスクが高い者など犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等を継続的に実施していく必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目3 取組数3〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
416	(8)こどもを対象とする暴力的性犯罪者との面談等	こどもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図ります。	【警察本部】 人身安全少年課
417	(9)ストーカー行為者の治療等	ストーカー行為を繰り返すおそれがある者について、精神疾患を抱える者には精神科医に、そうでない者には臨床心理士やカウンセラー等に治療等を依頼するなど、特性に応じ適切な医療等につなげます。	【警察本部】 人身安全少年課
418	(10)暴力団からの離脱等	警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化して、暴力団関係者に対する離脱に向けた働きかけを推進します。また、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱に係る情報を関係者と適切に共有するとともに、社会復帰アドバイザーを効果的に活用して社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図ります。	【警察本部】 捜査第四課

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

○ 現状

我が国では中学生のほとんどが高等学校等に進学する状況にありますが、2024年に新たに少年院に収容された者の24.3%、新たに刑事施設に収容された者の29.9%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

非行等に至る過程や非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、2024年に新たに少年院に収容された者の34.0%、新たに刑事施設に収容された者の24.2%が高等学校を中退している状況にあります。

国は、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校等中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきました。

また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会（非行少年の立ち直り支援、非行防止活動を行う青年ボランティア）等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約6割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しています。

○ 課題

- ・犯罪をした者等の継続した学びや復学・進学のための支援等が十分でなく、少年院入院前に在籍していた学校への復学が困難な場合は通信制高校への転校などの対応が必要です。
- ・学校との接点を無くしていることについては、少年院を出院した後に、本人が進学・復学の手段を調べることは非常に困難であるため、進学のための学習も含めた支援が必要になります。
- ・保護観察処分や少年院送致となる中学生に対しては、中学校と保護観察所、少年院とが連携して指導・支援する必要があります。
- ・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっていることを踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数 19〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
419	(11) 少年・若 年者の非行防 止	いじめ、不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、「チーム学校」として相談体制の整備や教職員の対応力の向上を図ります。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
420		児童生徒の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラー等を活用し、相談体制の充実を図ります。	【健康福祉部】 私学振興課 【教育委員会】 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
421	(11)少年・若 年者の非行防 止	こどもの心身の健全な成長を図るため、こども、保護者、教職員等に対する面接相談・電話相談の質の向上を目指し、教育相談事業を充実します。《再掲》	【教育委員会】 教育政策課
422		児童生徒の抱える悩みや問題に対し、早期発見・早期対応するため、教員に対する教育相談、生徒指導についての研修の支援を行います。	【健康福祉部】 私学振興課
423		発達支持的生徒指導の観点から、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止に資する教育相談、生徒指導についての研修やその支援を行います。《再掲》	【教育委員会】 教育政策課
424		児童生徒の学習支援とともに、不登校児童生徒の学習機会を提供するため、インターネットを活用し、基礎的・基本的な内容の学習から発展的な学習を可能とする「あすなろ学習室」の充実を図ります。《再掲》	【教育委員会】 教育政策課
425		多様で複雑な悩みや困り事を抱えるこども・若者・その家族を支援するため、相談機能と交流機能を備えた場を開設・運営します。《再掲》	【教育委員会】 社会教育課
426		問題を抱える少年に対して、学校等と連携し、ヤング防犯ボランティアによる学習支援等、各種体験活動を通じてその立ち直りを支援します。	【警察本部】 人身安全少年課
427		「青少年の非行・被害防止強化月間」等における広報・啓発活動や県下一斉の街頭指導、有害環境への適切な対応を展開します。《再掲》	【教育委員会】 社会教育課
428		地域の青少年に対し周囲の大人が積極的に関わり、健全育成を支援する「地域の青少年声掛け運動」を推進するなど、青少年育成関係機関と連携を図り、良好な環境の整備を推進します。《再掲》	【教育委員会】 社会教育課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
429	(11) 少年・若 年者の非行防 止	薬物の危険性や有害性などの正しい知識を啓発するため、県内全ての小学校・中学校・高等学校を対象とした薬学講座や大学及び専修学校を対象とした薬物乱用防止講習会を開催します。《再掲》	【健康福祉部】 薬 事 課
430		心を育む地域連携研修会を開催し、県内各地区において、生徒の規範意識の向上など生徒指導上の諸問題について協議します。《再掲》	【教育委員会】 高 校 教 育 課
431		市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議を開催するなどして、いじめ、窃盗、暴力行為等の問題行動の未然防止策の充実に努めます。《再掲》	【教育委員会】 義 務 教 育 課
432		特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催し、各学校における生徒指導の取組等についての情報交換を通して、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高め、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。《再掲》	【教育委員会】 特別支援教育課
433		学校等の地域の関係機関や団体における非行防止活動の一層の充実を図るため、スクールロイヤー、法務少年支援センター（少年鑑別所）、静岡県保護司会連合会などと連携・協力関係を構築します。	【教育委員会】 義 務 教 育 課 高 校 教 育 課 特別支援教育課
434		こども・若者育成支援推進法に基づき、全てのこどもや若者が社会生活を円滑に営むことができるような取組を推進します。	【教育委員会】 社 会 教 育 課
435	(12) 学校や地域社会において再び学ぶための支援	通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合、スクールロイヤーや矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な配慮を行います。	【教育委員会】 高 校 教 育 課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
436	(12) 学校や地域社会において再び学ぶための支援	保護観察所と連携し、出院後に働いている者に対しても、定時制高校や通信教育、高等学校卒業程度認定試験の受験などの情報や、就学支援・学習支援等を行う公的機関及び民間団体の個別情報（「ふじのくに i (アイ) マップ」）を提供します。	【教育委員会】 社会教育課
437		スクールロイヤー、保護観察所や少年院と連携し、保護観察中の少年や少年院に入所した少年に対し、復学・進学の手段や、学習ボランティアの活用等学力向上のための支援制度に関する情報提供を行います。	【教育委員会】 義務教育課 高校教育課

(4) 国、市町、民間団体等との連携体制

① 国、市町、民間団体等との連携強化

○ 現状

国が実施する犯罪をした者等の社会復帰のための取組は、主に刑事司法手続の中で構築されているため、刑事司法手続を離れた者に対する支援等は、地方公共団体が主体となって一般県民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

再犯防止推進法では、地方公共団体が、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方計画を定めるように努めなければならないことが明記されており、また、国の第二次再犯防止推進計画では、下記のとおり、県及び市町の役割が明確化されています。

・ 県の役割

市町で再犯防止に関する取組が円滑に行われるよう、市町に対する必要な支援、地域内のネットワーク構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市町が単独で実施することが困難と考えられる就労支援、住居確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援の実施に努める。

- ・市町の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

- 課題

- ・国と地方公共団体、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うため、協働して地方公共団体が再犯の防止等に関する施策を進めていくことが必要です。
- ・再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするためには、刑事司法と医療・福祉、教育等の垣根を越えた連携が必要不可欠です。このためには、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関、生活困窮者や高齢者、障害者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関、学校などの教育機関等の関係者が、定期的に一堂に会して情報交換を行う必要があります。
- ・再犯防止の取組を県内全域に広げるためには、市町が主体となった取組の第一歩となる市町別の再犯防止推進計画の策定が不可欠ですが、再犯防止に関する知識やノウハウ、情報が十分でないことが課題となっています。2025年4月1日現在、県内35市町のうち12市町が策定済で、策定率は、34.3%にとどまっています。

具体的な推進事項

〈施策項目2 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
438	(13) 協議会等の設置	県、国、民間団体等で構成する「静岡県再犯防止推進協議会」を通じて、関係者の情報交換・情報共有を行うなど、再犯防止に向けた連携を強化します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
439	(13) 協議会等の設置	国、県、関係機関・団体で構成する「静岡県依存症対策連絡協議会」を通じて、依存症患者の支援に関する協議・検討を行うなど、関係者の連携を強化します。	【健康福祉部】 障害福祉課
440		県定着支援センターにおいて、地域の関係者を交えた支援検討会や、支援対象者の受入が予想される福祉事業者や相談支援関係者に対する研修を実施することにより、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を一層強化し、高齢・障害により支援を必要とする矯正施設出所者に対する福祉的支援の充実を図ります。	【健康福祉部】 障害者政策課
441	(14) 市町に対する支援	市町や相談機関の職員を対象に、再犯防止のための支援の在り方等についての研修会を実施します。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
442		市町の地方再犯防止推進計画の策定に資する情報提供に努めるとともに、必要に応じて、刑事司法関係機関と市町との情報共有の場を設けます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課

② 民間協力者の活動の促進等

○ 現状

犯罪をした者等の社会復帰支援は、犯罪をした者等の指導、支援、犯罪予防活動等を行う保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するために幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなどの数多くの民間協力者や更生保護法人や社会福祉法人をはじめとする民間団体等の活動に支えられています。

しかしながら、民間協力者のうち、特に、保護司については、近年、担い手確保が次第に困難となり、高齢化が進んでいます。その背景として、定年年齢の延長などの社会経済情勢の変化、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。国においては、保護司の減少傾向・高齢化に歯止めをかけるため、委嘱時・再任時の上限年齢の見直しや保護司が安全に安心して活動を継続していくための環境整備など、持続可能な保護司制度の確立に向けた取組を進めています。県内では、保護司の定員が1,495名のところ、

2025年9月1日現在、1,322名となっており、充足率は88.4%となっています。また、平均年齢は65.8歳となっています。

県では、民間ボランティアの確保に向けたPR活動や更生保護活動を行っている福祉団体等への支援等を行っている更生保護法人静岡県更生保護協会に対する補助などを行っています。

○ 課題

- ・保護司をはじめとする、再犯防止推進に関わる民間ボランティアの減少傾向・高齢化に歯止めがかかっておらず、今後の活動に懸念が生じていることから、引き続き、民間協力者の活動の促進等に取り組むとともに、民間協力者との連携を一層強化することが必要です。
- ・特に、保護司については、2024年5月、滋賀県において、保護司が自宅において殺害され、保護観察対象者が逮捕された事件が発生したことから、保護司が安全に安心して活動を継続していくための環境整備に資する取組が必要です。
- ・児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）事件を起こし、心理的に複雑な問題を抱える者、薬物依存者等への保護司の対応の際、専門知識等が必要となっています。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
443	(15) 民間ボランティアの確保・活動支援	保護観察所及び更生保護団体等と連携して、県内の保護司の確保に向けたPRに努めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課 【健康福祉部】 人権同和対策室
444		保護観察所と連携して、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの運営について、市町に対し、協力を呼び掛けます。	【健康福祉部】 人権同和対策室

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
445	(15) 民間ボランティアの確保・活動支援	保護司が自宅や同センター以外で面接できる場所の更なる確保に向けて、公民館等の公共施設の利用につき検討するよう、市町に対し協力を求めます。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
446		児童虐待への対応や保護者支援に関する保護司の研修等の実施に努めるほか、必要に応じて、保護司等との相互交流の機会を設けます。	【健康福祉部】 こども家庭課
447		地域での薬物乱用防止啓発活動の充実を図るため、薬物乱用防止指導員として委嘱している保護司を対象に、最新の薬物情勢を踏まえた研修会を実施します。	【健康福祉部】 薬 事 課

③ 広報・啓発活動の推進等

○ 現状

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

県は、県民に向け、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深める啓発活動“社会を明るくする運動”に、国、市町、民間団体等と協力して取り組んでいます。

また、「静岡県人権施策推進計画」において「刑を終えて出所した人」をめぐる人権問題を取り組むべき課題の一つとして位置づけて、県民への啓発活動を実施しています。加えて、「静岡県人権啓発センター」に相談窓口を設置して、人権に関する問題を抱えた人たちからの相談に応じています。

○ 課題

- 再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、県民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても県民に十分に認知されているとは言えません。

- ・ 犯罪をした者等が円滑な社会復帰を図るためには、県民の理解が必要不可欠です。しかし、支援的な取組のみをもって「加害者を過度に配慮した支援」等といった印象を持たれやすいことなどから、再犯防止推進のための取組への理解が得にくい面があります。

具体的な推進事項

〈施策項目1 取組数5〉

番号	施策項目	内 容	担当部局 (課)
448	(16) 広報・啓発活動の推進	全ての県民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていくための全国運動である“社会を明るくする運動”を、国、市町及び民間団体等と協力して推進します。	【健康福祉部】 人権同和对策室
449		再犯防止推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯防止等について県民の理解と協力を得るため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、広報啓発活動を行います。	【くらし・環境部】 くらし交通安全課
450		犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業に係る周知・啓発活動を行います。また、各種人権啓発事業において、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別」をなくすための啓発活動を行います。	【健康福祉部】 人権同和对策室
451		警察のホームページ等において、警察と少年警察ボランティアの連携による問題を抱えた少年に対する立ち直り支援等の活動を周知し、県民の少年非行防止、健全育成に係る県民の理解を高めます。	【警察本部】 人身安全少年課
452		更生保護に携わる保護司会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。	【健康福祉部】 人権同和对策室

参考指標

施策	項目		実績	指標
			2024年度	2028年度
1-1	体感治安調査における安心度		40.5%	45.0%
1-2	防犯まちづくり講座受講者数		248人	毎年度250人
1-3	市町安全協議会設置市町数		24市町	25市町
1-4	しずおか防犯まちづくり県民会議の参加団体数		112団体	112団体
1-5	防犯責任者を設置する事業所数		7,542事業所	8,000事業所
1-6	防犯責任者研修会参加者数		505人	毎年度500人
1-7	自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール団体数		201団体	200団体
1-8	人口10万人あたりの消費者被害件数		391件	368件
1-9	消費者教育出前講座の回数 (高校生消費者教育出前講座を除く)		149回	150回
1-10	防犯アプリ「どこでもポリス」の新規登録者数		10,582件	10,000件/年
2-1	くらしの防犯伝導士による防犯講習会開催回数		8回	毎年度15回
2-2	しずおか防犯まちづくりホームページへのアクセス件数		4,393件/月	4,500件/月
2-3	防犯まちづくりニュース発行回数		24回	毎年度24回
3-1	体験型防犯講座の実施小学校数		206校	毎年度200校
3-2	市町における地域の青少年声掛け運動実施率		100.0%	毎年度100%
3-3	小中学校における地域学校協働本部の整備率		84.7%	90%
3-4	いじめ解消率(公立・私立を含む)	小学校	61.1% (公立)	75%
3-5		中学校	62.2% (公立)	75%
3-6		高等学校	68.6% (公立)	90%

項 目		実 績	指 標	
		2024 年度	2028 年度	
3-7	薬学講座及び薬物乱用防止講習会の実施率	100%	100%	
3-8	危機管理マニュアルを定期的に見直している学校の割合	98.7%	100%	
3-9	虐待による死亡児童数	0人	0人	
3-10	女性相談支援員の配置市町数	25 市町	35 市町	
3-11	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	66.8%	70%	
3-12	電話機対策実施世帯数	31,407 世帯	30,000 世帯	
4-1	県内の再犯者率	45.2%	45%	
4-2	生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率	86.8%	92.5%	
4-3	包括的支援体制を整備した市町数	14 市町	35 市町	
4-4	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	累計 148 人 (2022~2024)	累計 250 人 (2025~2028)	
4-5 [再掲]	いじめ解消率 (公立・私立を含む)	小学校	61.1% (公立)	75.0%
4-6 [再掲]	いじめ解消率 (公立・私立を含む)	中学校	62.2% (公立)	75.0%
4-7 [再掲]	いじめ解消率 (公立・私立を含む)	高等学校	68.6% (公立)	90.0%
4-8 [再掲]	薬学講座及び薬物乱用防止講習会の実施率	100%	100%	
4-9	人権啓発講座等参加者数	25,389 人	累計 750,000 人	

第5章 防犯まちづくりの体制整備

第5章 防犯まちづくりの体制整備

防犯まちづくりの推進体制

防犯まちづくりの取組は、県民それぞれが様々な活動を通じて進めることが基本です。一方、それぞれの県民による「安全・安心ネットワーク」を形成し、静岡県が一丸となって防犯まちづくりを推進していくことも必要です。

「安全・安心ネットワーク」は、各地域団体や事業団体等が「地域一市町一県」と垂直的につないでいる「縦のネットワーク」、そして、「地域」「市町」「県」の各レベルにおいて、様々な活動に取り組む多様な団体や組織等が、情報の共有化と取組の連携を進めるための水平的につながる「横のネットワーク」を組み合わせて構築するものです。

更に、家庭を単位とした地域住民が「縦・横のネットワーク」に加わることにより地域の絆を強化し、地域住民と市町及び県が一体となった隙のない推進体制を築き、犯罪を生まない、また、犯罪に対して隙を与えない地域づくりを目指します。

なお、「横のネットワーク」として、地域には「地区安全会議」、市町には「市町安全協議会」、県全体には「しずおか防犯まちづくり県民会議」が設置されています。

1 地区安全会議

地区安全会議は、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域ぐるみで防犯まちづくりを推進するために県内各地で設置され、地域で様々な活動に取り組む人々が集まり、情報の共有化と取組の連携が図られています。

地区安全会議は、中学校区程度の範囲で連合自治会等を中心に、PTA、地域安全推進員等の様々な団体・個人をメンバーとしていますが、地域の実情に応じて範囲の大小や構成メンバーは多様となっています。

県では、地区安全会議の活性化に向けて、地区安全会議を直接的に支援する各市町と連携しながら、防犯活動を担う人材育成を目的とした講座の開催、啓発資材や防犯関係情報の提供、防犯まちづくりアドバイザーを通じた支援等に取り組んでいきます。

○地区安全会議の設置数 310 団体

(2023年4月調査)

2 市町安全協議会

市町安全協議会は、市町の行政区域を単位として、住民・地域団体・事業者団体及び行政機関等によって構成され、幅広い参加団体が情報を共有し、協力して市町の防犯まちづくりに取り組むことを目指しています。

県では、各市町の実情を踏まえた防犯まちづくりには市町安全協議会の設置が重要であることから、未設置市町に対して設置を促進していきます。

○市町安全協議会設置市町数 24 市町／35 市町
(2023 年 4 月調査)

3 しずおか防犯まちづくり県民会議

しずおか防犯まちづくり県民会議は、県民、地域及び事業者団体並び行政機関等の代表者により構成され、「防犯まちづくり」を県民運動として展開する推進母体として、2003 年 10 月に設立されました。

県民会議では、県民総ぐるみで防犯まちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせるだけでなく、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現することを目指し、それぞれの立場で防犯まちづくりに取り組んでいます。

県では、事務局として、組織の運営に取り組んでいるほか、自主防犯活動に関する情報や各構成員の取組を情報発信する等の支援に努めています。

○しずおか防犯まちづくり県民会議構成団体数 112 団体
(2025 年 11 月現在)

4 静岡県再犯防止推進協議会

静岡県再犯防止推進協議会は、国の刑事司法関係機関や更生保護関係団体、県の関係課（室）により構成され、静岡県における再犯防止に関する施策を推進するため、2019年8月に設立されました。

協議会では、静岡県再犯防止推進計画（第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画と統合）の策定や、同計画の推進について協議しています。

○静岡県再犯防止推進協議会会員数 27
(2025年11月現在)

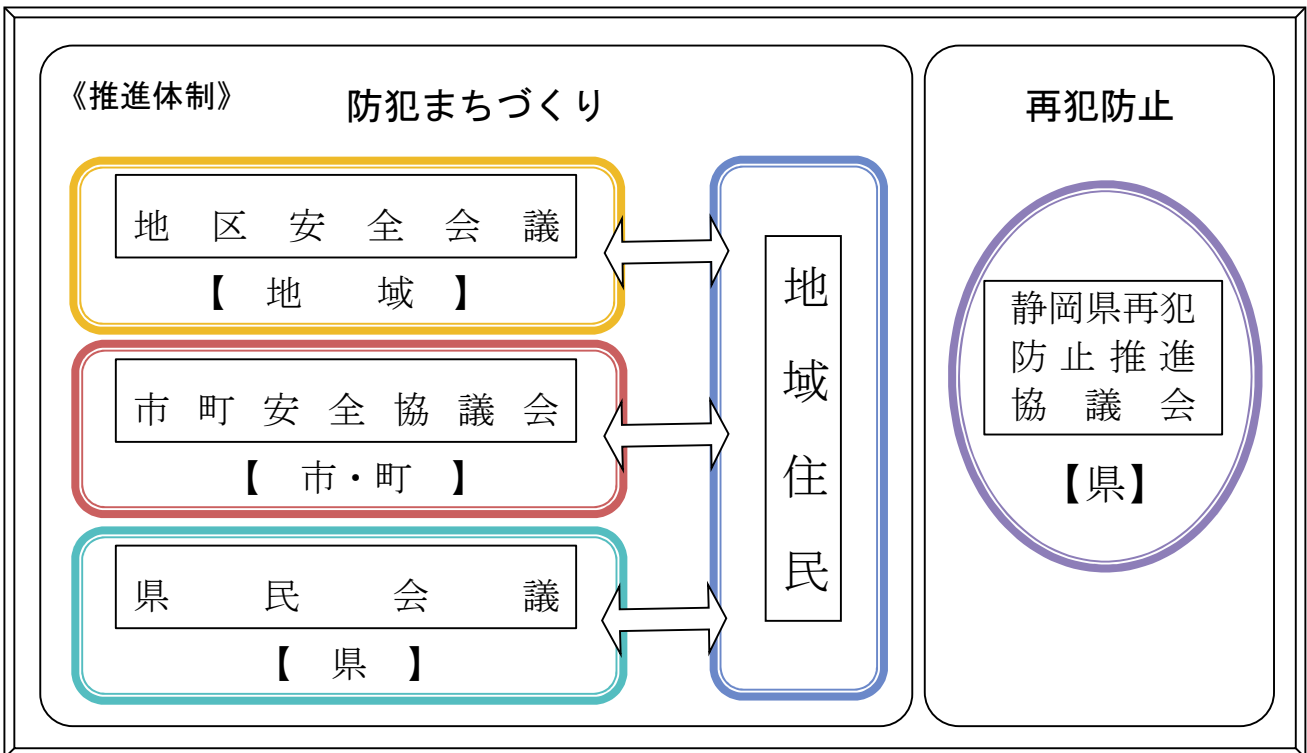
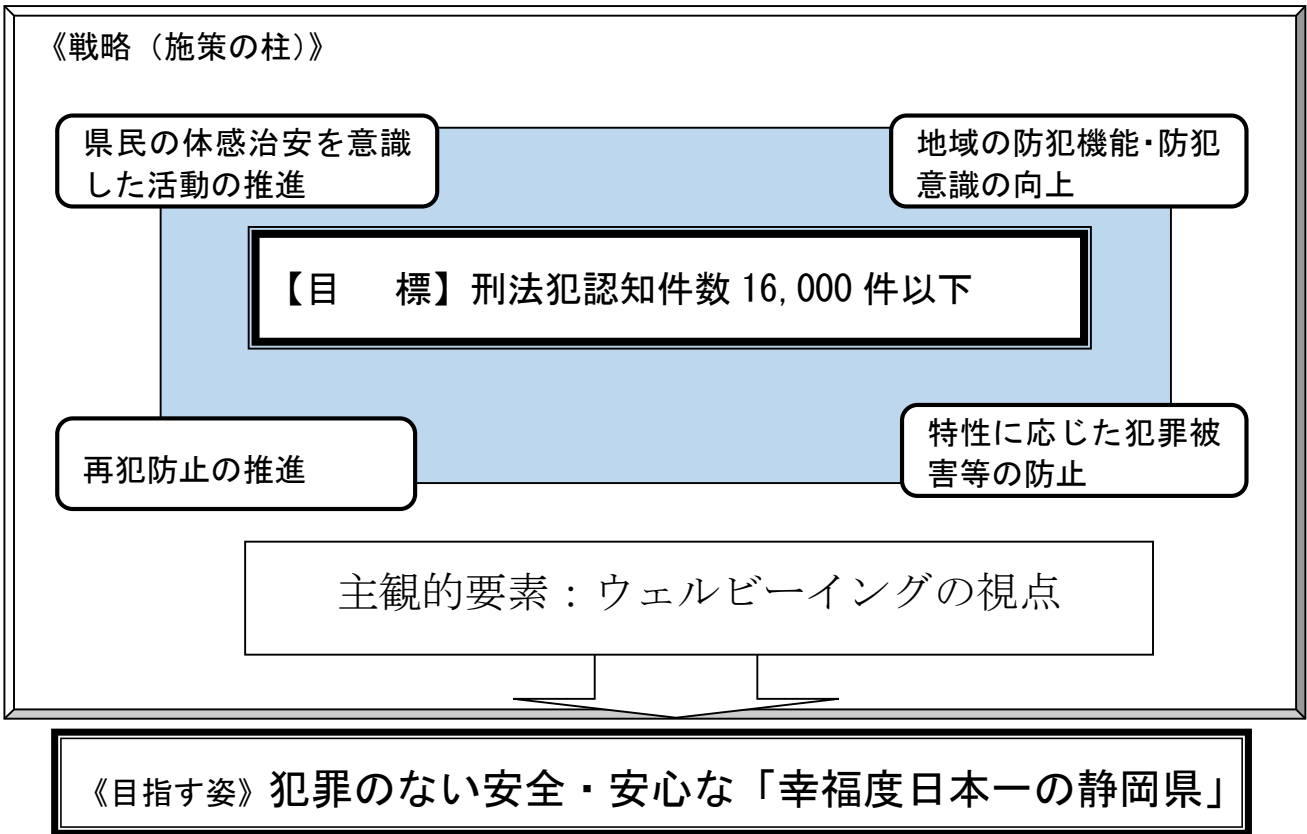
県の推進体制
と役割分担

県では、防犯まちづくりを全庁挙げて総合的かつ効果的に推進するため、全部局長で構成される「防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部」を設置しています。

庁内推進本部では、「防犯まちづくり行動計画」の策定や進捗管理を行うほか、県庁職員による青色回転灯を装着した自主防犯パトロール（青パト）や、広報活動等に取り組んでいます。

県は、地域や市町と連携しながら、情報発信・啓発資料作成・人材育成等、県の特性である専門性・先進性・広域性等が発揮できる分野を重点的に担って、防犯まちづくりに取り組んでいきます。

推進体制のイメージ



参 考 资 料

静岡県防犯まちづくり条例

〔平成 16 年静岡県条例第 26 号〕
平成 16 年 3 月 25 日制定

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 情報の提供等（第 7 条・第 8 条）
- 第 3 章 学校等における児童等の安全の確保等（第 9 条—第 13 条）
- 第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等（第 14 条—第 16 条）
- 第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第 17 条—第 20 条）
- 第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進（第 21 条—第 24 条）
- 第 7 章 雑則（第 25 条）

附則

安全に安心して暮らせることは、私たちすべての願いである。

私たちは、温暖な気候と富士山、浜名湖、駿河湾などの豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で築かれた安全な社会を基盤として、多彩な産業を展開し、発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化や情報化の進展などによる社会環境の変化に伴い、全国的に犯罪が増加する中で、静岡県においても急激に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

このように県民生活の安全と社会経済活動の安定を脅かしている犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど犯罪の起きにくい防犯まちづくりに自ら積極的に取り組む必要がある。

私たちは、安全な県民生活と安定した社会経済活動を回復し、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現するため、一丸となって防犯まちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、市町並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）と協力して、防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、防犯まちづくりを推進する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が防犯まちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、必要があると認めるときは、県民等が次条及び第4条に規定する責務を果たすことができるよう、県民等が行う活動に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、日常生活における、犯罪の防止を図ることによる安全の確保（以下単に「安全の確保」という。）に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 県は、市町及び県民等と協力して、防犯まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(研修の実施)

第6条 県は、県民等に対し、防犯まちづくりに関する基礎的な研修を実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を養成するため、専門的な知識及び技術の習得を目的とした研修を実施するものとする。

第2章 情報の提供等

(広報及び啓発)

第7条 県は、県民等が防犯まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(県民等への情報の提供)

第8条 県は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 学校等における児童等の安全の確保等

(指針の策定)

第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)に対して教育を行うもの(以下「学校」という。)並びに児童福祉施設(以下これらを「学校等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

(安全に関する教育の充実)

第10条 県は、学校、家庭及び地域と連携して、児童等が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育を充実するよう努めるものとする。

(学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置)

第11条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保を図るため、第9条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保を図るための体制の整備)

第 12 条 学校等の管理者は、必要があると認めるときは、第 9 条に規定する指針に基づき、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第 13 条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下これらを「通学路等」という。)の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第 14 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下これらを「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 15 条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置)

第 16 条 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第 17 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第 18 条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅とするための措置)

第 19 条 住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築確認申請時における助言等)

第 20 条 県は、共同住宅について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

2 前項の規定による助言に基づき建築主から意見を求められた警察署長は、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

第 6 章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

(防犯責任者)

第 21 条 事業者は、その事業活動における安全の確保のため、事業所ごとに防犯に関する責任者を置くよう努めるものとする。

2 前項の責任者は、当該事業所において防犯設備の維持管理、従業員への防犯に関する指導その他の犯罪の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

第 22 条 銀行、郵便局株式会社、信用金庫、労働金庫、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（以下「金融機関」という。）、ぱちんこ屋を営む者並びに規則で定める小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、金融機関の店舗等、ぱちんこ屋の店舗又は規則で定める小売店舗を設置し、又は管理する者に対し、当該店舗等の運営に関し、犯罪の防止に資する情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第 23 条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第 24 条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機に係る犯罪の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 7 章 雑則

(指針の策定手続等)

第 25 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第 9 条、第 15 条又は第 18 条に規定する指針（以下「防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 34 号抄）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 13 日条例第 56 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 67 号）

この条例は、公布の日又は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 16 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県防犯まちづくり条例第22条の小売店舗を定める規則

〔平成16年静岡県規則第10号〕
〔平成16年3月30日制定〕

静岡県防犯まちづくり条例（平成16年静岡県条例第26号）第22条各項の規則で定める小売店舗は、売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している小売店舗で次に掲げるものとする。

- (1) 売場面積が250平方メートル以上の小売店舗。ただし、次のア及びイのいずれにも該当する小売店舗を除く。
 - ア 衣食住に関する各種の商品を販売する小売店舗で、その店舗の性格上いずれが主たる販売商品であるかを判別することができないもの
 - イ 従業者が常時50人以上の小売店舗
- (2) 売場面積が250平方メートル未満の小売店舗で次のア及びイのいずれにも該当するもの
 - ア 主として飲食料品を中心とした商品を販売する小売店舗
 - イ 1日14時間以上営業している小売店舗

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 9 条の規定に基づき、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)における防犯上必要な方策を定め、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の管理者等」という。)が努力すべき具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため、次のような取組を行う。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を想定した防犯(避難)訓練の実施
- (2) 児童等が路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の指導
- (3) 安全マップの作成などによる地域における危険箇所や「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所の周知

2 安全管理の徹底

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚と学校安全対策の推進

学校等の管理者等は、教職員一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に、学校等として組織的な対応を図るよう努めるとともに、保護者、地域住民及び関係団体をはじめ警察署、消防署、医療機関等の協力を得て、次のような安全対策を実施し、その効果的な運用に努める。

ア 「学校等安全委員会」等の設置

イ 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び点検

ウ 学校危機管理についての教職員研修及び訓練の実施

エ 「学校安全点検日」等の設定

(2) 不審者の侵入防止等

学校等の管理者等は、不審者の侵入を防ぎ、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

ア 出入口の限定と普段使用しない門扉の施錠等の適切な管理

イ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置

ウ 来校者用の入口及び受付の明示

エ 来校者に対する名簿への記入及び来校証の使用の要請

オ 来校者への声掛けの実施

カ 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器材の設置

キ 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした、教室、職員室等の配置等の配慮

(3) 緊急時に備えた体制の整備

学校等の管理者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合に備えて、地域住民、関係機関と連携して次のような方策について検討し、学校等の実情に応じた必要な対策を実施する。

ア 学校等の近隣において児童等に危害が及び恐れがある事案が発生した場合の、情報収集、通報、保護者・地域住民への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等

イ 不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合などの緊急時における教職員の役割分担、不審者に対する監視、侵入阻止及び排除体制、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立

ウ 警察署、消防署、医療機関等との連携による児童等の安全確保に関する情報交換

エ 近隣の学校等間における情報交換

オ 学校等、警察署、国、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備

カ 警察署及び消防署の協力のもと教職員、保護者、地域のボランティア等による防犯訓練、応急手当等の訓練等

キ 学校等の施設以外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備

ク 臨床心理士・スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(4) 施設・設備の点検整備

学校等の管理者等は、不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防ぐとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、次のような施設・設備の点検整備に努める。

- ア 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- イ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯カメラ、モニター付きインターホン、通報システム(校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等)等の防犯設備
- ウ 死角の原因となる障害物等
- エ 避難の妨げとなる障害物等

3 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

4 組織的活動

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するために、保護者、地域住民、ボランティア、その他関係機関・団体に協力を要請して次のような対策を実施する。

- (1) 学校等の内外及び通学路のパトロール
- (2) 学校等の開放時及び学校等の施設外での教育活動における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 学校支援ボランティア活動(注1)への協力
- (4) 児童等への声掛け運動
- (5) 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報
- (6) 注意喚起の文書等の各家庭への配布や地域での掲示等、速やかな周知体制の整備
- (7) 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備・拡大

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

- (注1) 学校支援ボランティア活動とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。(文部省「教育改革プログラム」平成9年1月)

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の 防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 15 条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い道路等を普及させることにより、県民の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、道路等を設置し、又は管理する者(以下「道路等の管理者等」という。)が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者(道路等の管理者等を除く。)においても配慮すべきものとする。
- (4) この指針の適用に当たって、道路等の管理者等は、関係法令等、道路等の性格及び設置目的並びに住民の要望等を検討した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (5) この指針に基づく整備の推進に当たっては、地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等も勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、対応を図るとともに、県民等との協働による取組により、一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (6) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 道路

- (1) 道路の構造、周辺状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により歩道と車道を分離する。
- (2) 道路における見通しを確保する。
- (3) 道路周辺についても、県民等の協力の下、見通しを確保する。

-
- (4) 防犯灯及び道路照明灯(注1)を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
 - (5) 地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等を設置する。

2 公園

- (1) 植栽については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう配置するとともに下枝の剪定等を行う。
- (2) 遊具については、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するよう遊具の選定や配置等を行う。
- (3) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注2)を確保する。
- (4) 生活・通学路として利用される園路においては、園路の見通しを確保するとともに、防犯灯、照明灯により人の行動を視認できる程度の照度(注2)を確保する。
- (5) 公園内には、防犯ベルや赤色灯などの警報装置が設置されていることが望ましい。
- (6) 公園内に公衆便所を設置する場合は、次の事項に配慮する。
 - ア 園路及び通路から近い場所に設置する等、周囲からの見通しを確保する。
 - イ 夜間も利用可能な便所については、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)を確保する。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。
- (4) 駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周をフェンス、柵等により周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、管理者(管理委託された者を含む。以下同じ。)が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しを確保する。
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。

-
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。
 - (5) 駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路において10ルクス以上の照度をそれぞれ確保する。

5 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

- 注1) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- 注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。
- 注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10m先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

〔平成 16 年 3 月 25 日制定〕

第 1 通則

1 目的

この指針は、静岡県防犯まちづくり条例(平成 16 年静岡県条例第 26 号)第 18 条の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等及び共同住宅の管理対策に関する防犯上必要な方策を定め、防犯性の高い住宅を普及させることにより、居住者等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅(注 1)を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者(以下「住宅を建築しようとする者等」という。)に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び建築上配慮すべき事項等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すものである。
- (2) この指針の運用に当たっては、関係法令等及び住宅を建築しようとする者等が定める建築計画上の制約等に配慮した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関の配置

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)から見通しが確保された位置に配置する。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用玄関扉

共用玄関には玄関扉を設置することが望ましい。また、玄関扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造とするとともに、オートロックシステム(インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。)を導入することが望ましい。

(ウ) 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置し、扉は自動施錠機能つきのものとする。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(エ) 共用出入口の照明設備

- 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね 50 ルクス以上、その外側の床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保することができるものとする。
- 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を置く場合には、管理人室は共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) エレベーターホールの照明設備

- 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

-
- その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) エレベーターの防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等を設置することが望ましい。

(イ) エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

(ウ) エレベーターの扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

(エ) エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、床面において概ね 50 ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下・共用階段

(ア) 共用廊下・共用階段の構造等

- 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。
- 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
- 共用階段のうち屋外に設置されているものについては、住棟外部からの見通しが確保されたものとする。屋内に設置されているものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。ことが望ましい。

(イ) 共用廊下・共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、床面において概ね 20 ルクス以上の平均水平面照度が確保することができるものとする。

キ 自転車置場・オートバイ置場

(ア) 自転車置場・オートバイ置場の配置

- 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。

-
- ・地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
 - (イ) 自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置
自転車置場・オートバイ置場は、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとする。
 - (ウ) 自転車置場・オートバイ置場の照明設備
自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ク 駐車場

- (ア) 駐車場の配置
 - ・駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
 - ・屋内に配置する場合には、構造上支障がない限り、周囲に開口部を確保する。
 - ・地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- (イ) 駐車場の照明設備
駐車場の照明設備は、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 通路

- (ア) 通路の配置
通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制を踏まえて、道路等、共用玄関、及び屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。
- (イ) 通路の照明設備
通路の照明設備は、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 児童遊園、広場又は緑地等

- (ア) 児童遊園、広場又は緑地等の配置
児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備

児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 塀、柵又は垣等

塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置されたものとするのが望ましい。また、塀、柵又は垣等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とする。

サ 防犯カメラ

(ア) 防犯カメラの配置等

- ・防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する。
- ・防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

シ その他

(ア) 屋上

屋上は、居住者に常時開放する場合を除き、出入口等に施錠可能な扉を設置する。また、屋上がバルコニー等に接近しやすい場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) 配管、雨樋、外壁等

配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりにならないものとする。

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関扉

(ア) 住戸の玄関扉等の材質・構造

住戸の玄関扉等は、その材質がスチール製等で破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

(イ) 玄関扉の錠

住戸の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

(ウ) 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものと

する。

イ インターホン

(ア) 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(イ) 管理人室等との通話等

インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能を有するものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。望ましい。

ウ 住戸の窓

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要のある窓を除く。以下同じ。)及び接地階の住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓のうち侵入が予想される階に存するものには、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

エ バルコニー

(ア) バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

(イ) バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉

ア 玄関扉の材質・構造

一戸建住宅の玄関扉の材質は、破壊が困難なものとし、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする。また、扉にこじ開け防止に有効な措置(注2-(1))を講ずるものとする。

イ 玄関扉の錠

一戸建住宅の玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、かつ、ピッキング等による解錠が困難な構造、又は解錠を困難にする措置(注2-(2))が講じられたものとする。また、補助錠を設置する。

ウ 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

一戸建住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとする。

(2) インターホン

玄関の外側との間の通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン等を設置することが望ましい。

(3) 窓等

ア 窓

窓(侵入の恐れのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー、庭等に面するもの以外のものには、面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー、庭等に面する窓には、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずるものとし、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質は破壊が困難なものであることが望ましい。(注2-(3))

(4) バルコニー

ア バルコニーの配置

バルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず、縦樋又は手摺り等がバルコニーに接近する場合は、面格子の設置等バルコニーへの侵入の防止に有効な措置を講ずるものとする。

イ バルコニーの手摺り等

バルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、居室の窓等から見通しが確保された構造とすることが望ましい。

第3 共同住宅の管理対策

共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策は、次のとおりとする。

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニター、録画装置を含む。）、防犯灯等の防犯設備の適正作動について定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等に置かれた物置やロッカー等により、死角となる箇所が発生している場合は、これらの物を除去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽は、周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠す恐れのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止する。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器は、侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所に設置する。

(5) 防犯器具等の整備

破壊やピッキング等が困難な錠前、侵入警報、警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を促進する。

2 居住者等による自主的防犯体制の整備

(1) 管理組合等を中心とした自主的防犯活動の推進

居住者等は、共同住宅の管理組合等を中心とした自主的防犯活動を推進する。

(2) 管轄警察署との連携

居住者等は、管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

附 則

この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(注 1) 「住宅」とは、共同住宅及び一戸建て住宅(長屋を含む。)をいう。

(注 2) 「住宅に係る犯罪防止のために必要な設備」の例

(1) 玄関扉のこじ開け防止に有効な措置

例えば、通称「ガードプレート」の設置がある。

(2) 破壊及びピッキング等が困難な構造を有する錠

例えば、財団法人全国防犯協会連合会が実施している「防犯性能の高い建物部品認定制度」により認定された錠(通称 CP 錠)がある。

また、サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。

(3) 破壊が困難な窓ガラス

例えば、合せガラスがある。

再犯防止

(1) 再犯防止推進法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

〔国の5つの基本方針〕

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする事。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔国の7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域における包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

静岡県防犯まちづくり行動計画

2026年3月

静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3714 FAX 054-221-5516
E-mail kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp



幸福度日本一の静岡県